

地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入促進について

令和 7 年 3 月 25 日
環 境 省

1. 経緯

- 令和 6 年 3 月 25 日の第 2 回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）において、地方公共団体が保有する施設について、各行政分野の施設を所管する関係省庁とともに施設種別に kW ベースの太陽光発電設備の導入目標を設定した（[第 2 回連絡会議【資料 2－4】](#) 別紙を参照）。
- また、令和 6 年 4 月には、当該導入目標の達成に向け、各都道府県関係部局に対して関係府省庁連名で通知を発出し、導入取組の促進を呼びかけるとともに、補助金やガイドライン等の各種支援策について情報提供を行った（[第 3 回連絡会議【資料 2－2】](#) 参考 2 を参照）。
- 加えて、前回の連絡会議では、各府省庁に対して、情報提供の場の確保、施設種別毎の効果的な情報提供のための訴求ポイントの整理、地方公共団体向け支援メニューの予算の執行状況の確認を依頼したところ（※）。
- 今回の連絡会議では、令和 6 年度「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」（以下、「施行状況調査」という。）により聴取された地方公共団体が保有する施設への導入状況を確認するとともに、（※）の確認の結果を関係府省庁内で共有する。

2. 地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入状況

- 第 2 回連絡会議において設定した地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入目標について、令和 6 年度施行状況調査の結果（各施設での令和 6 年 10 月 1 日時点での導入状況）を元に進捗状況を算出した。＜資料 4－6 別紙 2＞

3. 地方公共団体向け支援メニューの整理

- （※）により、関係府省庁事業について様々な分野における地方公共団体施設での活用が確認できた。引き続き必要な情報提供を実施いただき活用を促進を図りたい。
- 令和 7 年度以降の対応として、引き続き、関係府省庁で支援予算の維持・確保等についても検討するとともに、地方公共団体に対して活用の呼びかけを一層強化したいところ。
- 令和 7 年度における、地方公共団体が活用可能な支援メニューとして、環境省にて例年取りまとめている「[地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み](#)」より、太陽光発電設備の導入等に活用可能なメニューを抜粋し、＜別添 1＞のとおり作成。各行政分野の施設を所管する関係府省庁においては、これを参考に地方公共団体関係部局に対して情報提供されたい。
- また、ガイドラインや事例集等についても整備しており、引き続き周知されたい。
 - ・ PPA 等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き（環境省作成）
https://www.env.go.jp/page_00545.html
 - ・ 太陽光発電設置可能性簡易判定ツール
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual2.html#screening_tool
 - ・ 公共施設等の脱炭素化の先行事例（総務省・環境省作成）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000941409.pdf

4. 地方公共団体関係部局への効果的な情報提供

(1) 情報提供の場の整理

- 関係府省庁においては、(※)により情報提供いただいた会議体を活用しつつ、機会を捉えて3. の支援メニュー等について説明又は資料提供を行っていただくとともに、随時、環境省からの説明等の機会を設けて頂く等ご検討いただきたい。

(2) 効果的な情報提供

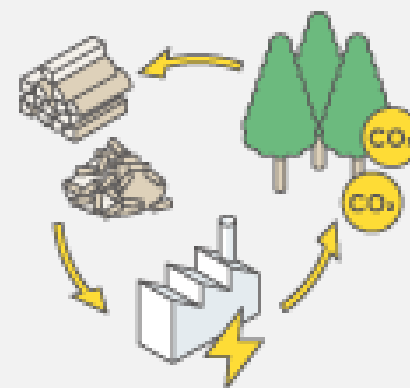
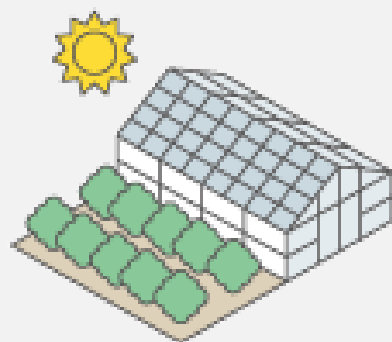
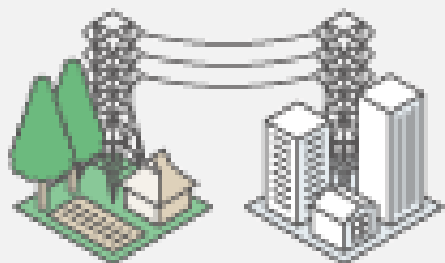
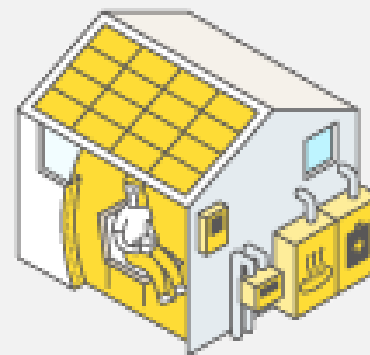
- 効果的に情報提供を実施し、実際に導入につなげていくためには、各行政分野の特徴を捉えた訴求ポイントを踏まえることが重要。
- (※)により、施設種別毎の訴求ポイント（懸念点も含む）の例を整理した。＜別紙＞
- 令和7年度以降順次、(1) で整理された会議体等を活用して、3. の支援メニュー等の紹介とあわせて効果的な呼びかけを行うとともに、実際の導入事例について引き続き情報収集し、実情に応じて訴求ポイントを更新することとしたい。

○地方公共団体施設における施設種別の毎の訴求ポイント（懸念点も含む）の例（案）

施設分類	訴求ポイント（導入メリット）の例	懸念事項の例
市民文化施設	日中の電力需要が大きく、年間を通して一定の需要があり、土日も比較的需要在落ちにくい。	
社会教育施設	（図書館）日中の電力需要が大きく、年間を通して一定の需要があり、土日も比較的需要在落ちにくい。 （公民館）施設規模が比較的小さいが、避難所等に設置されていることが多く、レジリエンス面の向上が期待。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、１施設での導入だと設置容量は増やしにくい。
社会体育施設	・ 日中の電力需要が大きく、年間を通して一定の需要があり、土日も比較的需要在落ちにくい。 ・ 避難所等に設置されていることが多く、レジリエンス面の向上が期待。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、１施設での導入だと設置容量は増やしにくい。
幼稚園施設	・ 避難所等に設置されていることが多く、レジリエンス面の向上が期待。	・ 土日・平日や月別の需要量の差が大きい。 ・ 陸屋根が多いため設備単価が上がりやすく、施設集約化の動向にも左右される。
小中学校施設	・ 児童・生徒への環境教育の教材として活用することが可能（「エネルギー」や「環境」といった問題に対する教育効果）。 ・ 太陽光発電の導入をはじめとして施設の ZEB 化を進めることで、学習環境の改善も期待。	
特別支援学校施設		
高等学校施設		
児童福祉施設	・ 避難所等に設定されている場合において、レジリエンス面の向上が期待。 ・ 太陽光発電の導入をはじめとして施設の ZEB 化を進めることで、施設的环境改善も期待。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、１施設での導入だと設置容量は増やしにくい。
社会福祉施設	・ 太陽光発電の導入をはじめとして施設の ZEB 化を進めることで、施設的环境改善も期待。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、１施設での導入だと設置容量は増やしにくい。
医療施設	・ 日中の電力需要が大きく、年間を通して一定の需要があり、土日も比較的需要在落ちにくい。 ・ 施設規模が比較的大きいため設置可能面積を確保しやすく、自家消費率を考慮しても設置容量を増やしやすい。	
行政施設	比較的施設規模が大きいため設置可能面積を確保しやすく、設置容量を増やしやすい。	日中の需要は大きいですが、土日や中間期の需要が大きく落ちる傾向にある。
消防施設	夜間を含め年間を通して一定の電力需要がある。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、１施設での導入だと設置容量は増やしにくい。

警察施設	・自立運転機能を持った太陽光発電システムを導入することで、災害等の停電時において非常用電源として活用可能であり、警察活動の維持への貢献が考えられる。 ・大規模災害時に外部からの供給なしで稼働できるよう非常用発電設備が導入されているが、太陽光発電と併用することにより、更に長時間において外部供給なしで活動が可能となる。	設置可能面積や自家消費率を考慮すると、1施設での導入だと設置容量は増やしにくい。
公営住宅	・団地内への設置であれば、設置場所にかかわらず国の支援対象としている。	・補助を受けて設置した太陽光発電設備により発電された電力の用途は、共用部に使用する場合に限られる。 ・制度・運用上、整備管理費用が家賃等に反映され、低所得者向けの住宅であるにもかかわらず、入居者の負担につながる可能性がある。 ・建替や既存改修に当たって設置する際に、入居者（自治会）等の理解が必要。
廃棄物処理施設	・最終処分場等の広大な上部空間の有効活用につながる。 ・最終処分場等へ太陽光発電を導入し、地域へ電力を供給することで地域のエネルギーセンターとして有効活用されるとともに、地域の廃棄物処理システム全体での温室効果ガスの排出削減が可能。 ・全国には既に埋立が終了している最終処分場等も多数あると推測され、大きなCO2削減ポテンシャルが見込まれる。	・最終処分場等への太陽光発電の導入の検討に当たっては地域住民等の地域関係者とのコミュニケーションが重要であり、調整に時間を要する場合がある。 ・最終処分場等の立地場所によっては系統への接続が課題となる。
上下水道施設	・年間の電力消費量が約 150 億 kWh（日本全体の電力消費量の約 1.5%）であり、温室効果ガス排出量の半分程度が電力使用由来である。 ・公共施設の中では施設の敷地面積が広く発電電力量が多い。また、365 日 24 時間稼働しているため、発電した電力を無駄なく自家消費することが可能であり、太陽光発電設備の導入による温室効果ガス削減効果が大きい。 ・発電電力量が多いことから、蓄電池等を併設することでレジリエンス性能を高め、地域の防災拠点として活用することも可能。	・浸水想定区域等の災害リスクがある地域に立地している場合もある。

地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の 主な支援ツール・枠組み



令和7年3月25日
環境省作成
公共部門等の脱炭素化に
関する関係府省庁連絡会
議（第4回）資料

※本資料は環境省で取りまとめている「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」のうち、太陽光発電の設備の導入に資するメニューを抜粋して作成したものです。

目次（府省庁順）

各府省庁の支援ツール・枠組みは下記の支援種別順に並んでいます

- ・設備 : 設備導入支援（再エネ設備や省エネ設備等の導入やそれに伴うインフラ整備等に対する支援に関するもの）
- ・計画策定 : 計画策定等支援（計画策定、調査・実証事業等に対する支援に関するもの）
- ・人材 : 人材支援（人材派遣、人材育成等に対する支援に関するもの）
- ・情報 : 情報提供等支援（再エネ導入に係る情報提供等に関するもの）
- ・その他 : その他支援（ノウハウの共有、ネットワークづくり、プラットフォーム提供、モデル事業構築等に対する支援に関するもの）

～支援対象の凡例～

- ・自治体 : 自治体が支援対象であるもの
- ・自治体以外 : 自治体以外（民間事業者等）が支援対象であるもの

目次（府省庁順） – 環境省 1/1 –



名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	○					○	○	10-11
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		○	○			○	○	12-13
脱炭素まちづくりアドバイザー		○	○	○		○		14-15
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	○	○				○	○	16
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業	○	○※1				○	○	17-24
「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	○	○				○	○	25
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	○					○	○	26-34
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	○					○	○	35
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業	○	○				○	○	36

※1 支援対象が自治体以外のみ

目次（府省庁順）－こども家庭庁 1/1－

名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
就学前教育・保育施設整備交付金	○					○		38
次世代育成支援対策施設整備交付金	○					○		39
子ども・子育て支援施設整備交付金	○					○		40

目次（府省庁順） – 総務省（地方財政措置） 1/1 –

<u>名称</u>	<u>ページ</u>
	<u>概要</u>
脱炭素化推進事業債	42,44
公営企業債（脱炭素化推進事業）	42,45
過疎対策事業債	42
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	43
地域活性化事業債	43,46
地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置	47
新たな政策課題に関する地方公務員の人材育成に係る地方財政措置	47
連携協約に基づく地方公務員の人材確保に係る地方財政措置	48

目次（府省庁順）－総務省 1/1－

名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
G Xアドバイザー（地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業）			○			○		49
地域おこし協力隊			○			○		50
地域力創造アドバイザー			○			○		51-52
地域活性化起業人			○			○		53-54
地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修			○			○		55

目次（府省庁順） – 文部科学省 1/1 –



名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
公立学校施設の整備	○					○		57
エコスクール・プラス					○	○		58-59

目次（府省庁順） – 国土交通省 1 / 2 –

名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
社会資本整備総合交付金等（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等）	○					○		61
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	○					○	○	62
サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）	○					○	○	63
交通・物流事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援	○					○	○	64-65
空港脱炭素化に係る支援（設備導入支援等）	○					○	○	66
空港脱炭素化に係る支援（航空灯火のLED化や誘導路の整備）	○					○		66
空港脱炭素化に係る支援（空港脱炭素化推進計画の策定支援）		○				○	○	66
港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援		○				○		67
下水道脱炭素化推進事業	○					○		68
下水道リノベーション推進総合事業	○	○				○		69
下水道温室効果ガス削減推進事業	○	○				○		70

目次（府省庁順）－国土交通省 2/2－



名称	支援種別					支援対象		ページ
	ハード	ソフト			その他	自治体	自治体 以外	概要
	設備	計画 策定	人材	情報				
国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）	○	○				○	○	71-72
都市構造再編集集中支援事業	○					○	○	73
都市再生整備計画事業	○					○		74-75
都市公園・緑地等事業	○					○		76
ウォークブル推進制度	○※1	○※2			○	○	○	77
下水道温室効果ガス削減推進モデル事業		○				○		78
水道施設再編推進事業	○	○				○		79

※1 支援対象が自治体のみ ※2 支援対象が自治体以外のみ

環境省

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

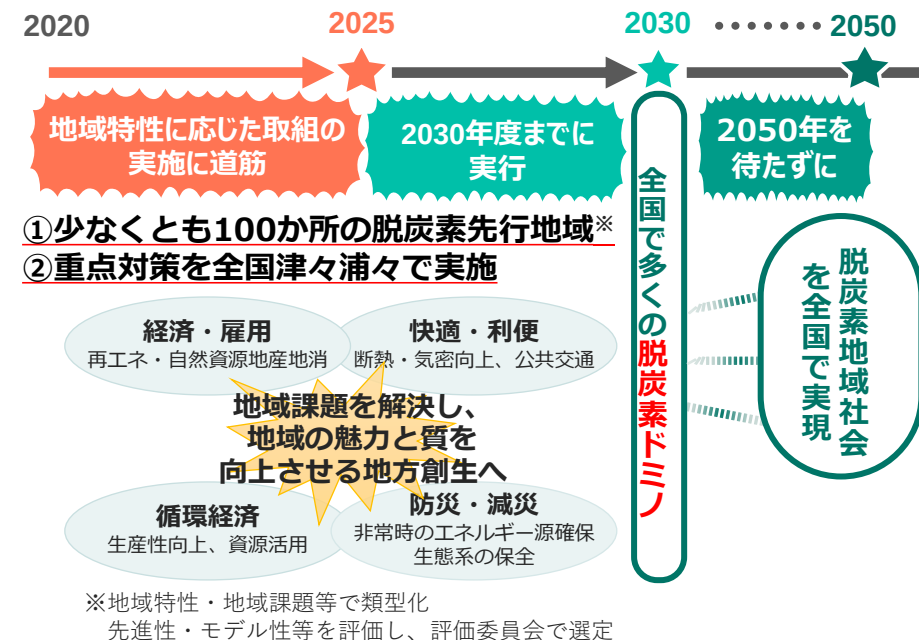
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

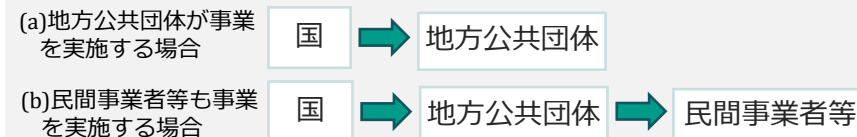
- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されている こと
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設 備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等 を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時 等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省 エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車 を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド 等事業 官民連携により民間事業者が裨益 する自営線マイクログリッドを構築 する地域等において、温室効果ガス 排出削減効果の高い再エネ・省エ ネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度予算（案） 711百万円（758百万円）】

【令和6年度補正予算額 918百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）

(1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、
(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

- ① **地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**
地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② **公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
- ③ **官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
- ④ **公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業**
ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。
- ⑤ **地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討**
地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態
① 間接補助 3 / 4、2 / 3（上限800万円） ② 間接補助 3 / 4（上限800万円）
③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3（上限2,000万円） ④ ⑤ 委託事業
- 補助・委託対象
① 地方公共団体 ② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④ ⑤ 民間事業者・団体等
- 実施期間
令和3年度～令和7年度 ※(1)(2)は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②は令和4年度～、③は令和5年度～

4. 事業イメージ



2024 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度

- 地域脱炭素に取り組む地域を応援するために、地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体に派遣
- その地域の人材が主体性を発揮して、地域脱炭素の取り組みを前進できるよう、各分野に専門性のあるアドバイザーが助言等を実施
- R 5 年度は25件派遣、R 6 年度は71件派遣

スポット型派遣とは？



スポット（単発）でのアドバイスをを行います。
・1泊2日程度の現地訪問および事前／事後のオンライン面談
・アドバイザーの総稼働時間は30時間程度を想定

伴走型派遣とは？



最長で令和7年2月末日まで、伴走しながらアドバイスをします。
・オンライン面談によるアドバイス（最大4回程度）
・1泊2日程度の現地訪問（最大2回程度）
・アドバイザーの総稼働時間は72時間程度を想定

昨年度の本制度活用例

事業計画の策定に向けた
アドバイス

合意形成に向けた
ワークショップ講師

連携事業者との会議に同席

R 7 年度も実施予定。全3回公募、計80件程度選定を想定。



【令和7年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】 環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

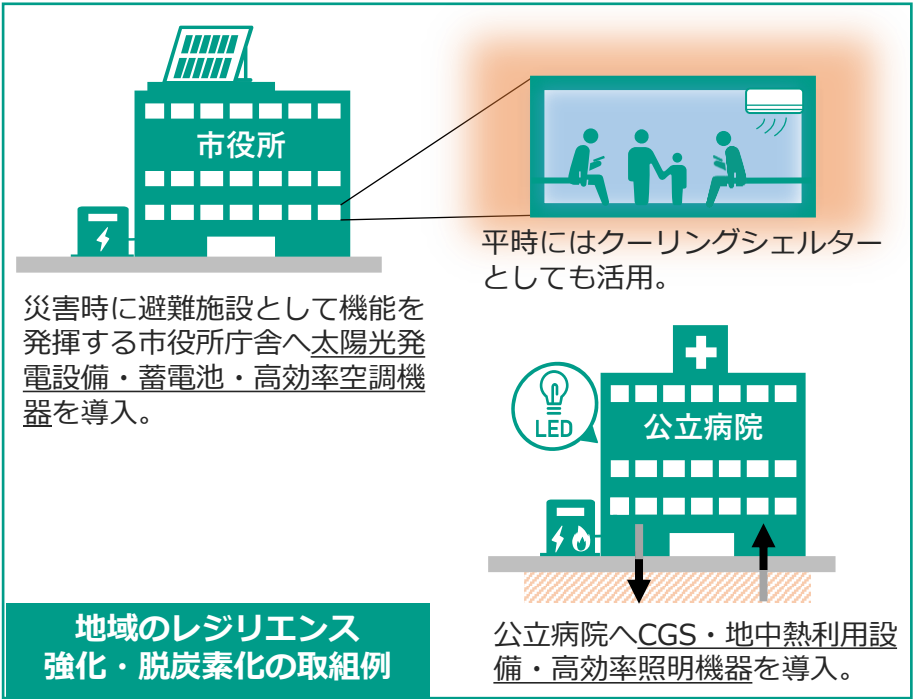
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3
- 補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和7年度予算(案) 3,450百万円(新規)】

【令和6年度補正予算額 7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

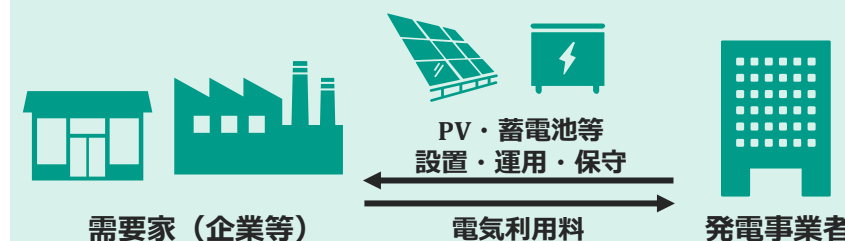
* (1) (2) (3) (4) の該当メニューにおいて、EV・PHV(外部給電可能なものに限る)を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）を達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】

業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業【委託】

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

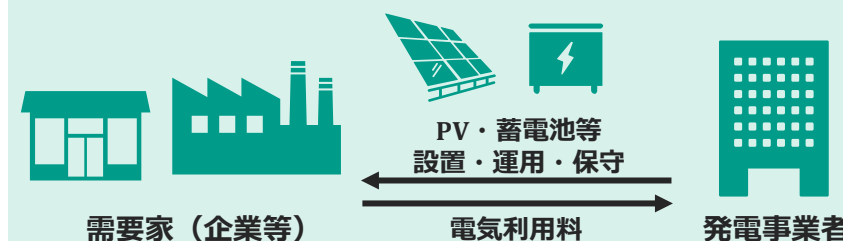
- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

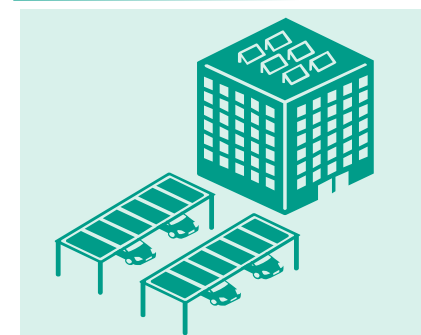
2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

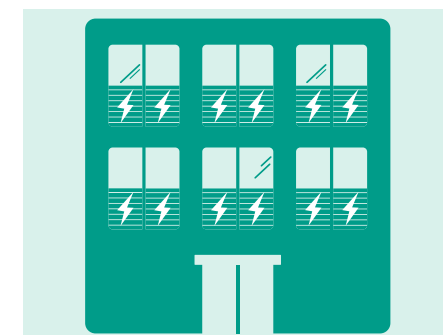
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



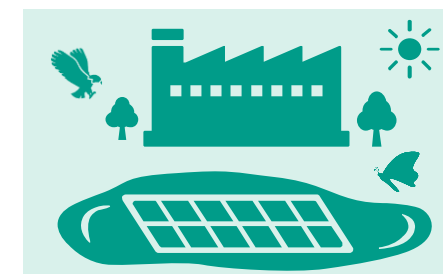
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
⑥ 委託事業

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

- 実施期間 ④⑤⑥ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

再エネ熱等の地域資源の例



熱分野の脱炭素化へ



※④コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

① 離島の脱炭素化推進事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

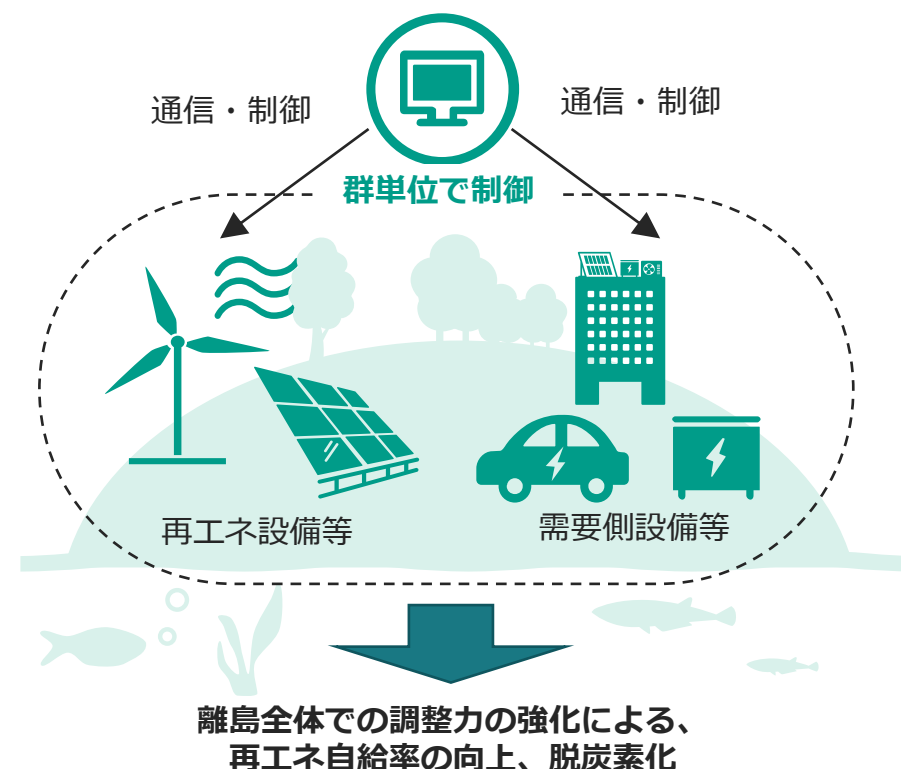
そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

EMS（遠隔にて群単位で管理・制御）





再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

(ア) エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。

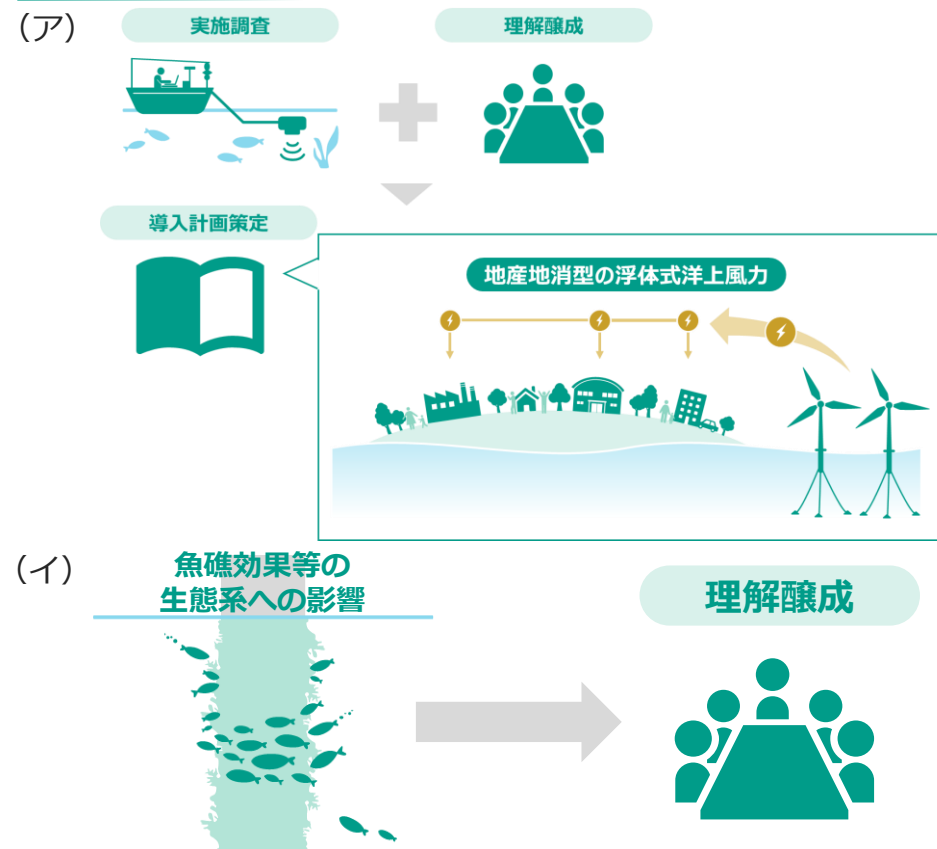
(イ) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

浮体式洋上風力の実施において一つの課題となっている漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (ア) 補助事業(補助率: 3/4) (イ) 委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (ア) 令和7年度 (イ) 令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先:

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室

電話: 0570-028-341
電話: 03-5521-8150



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

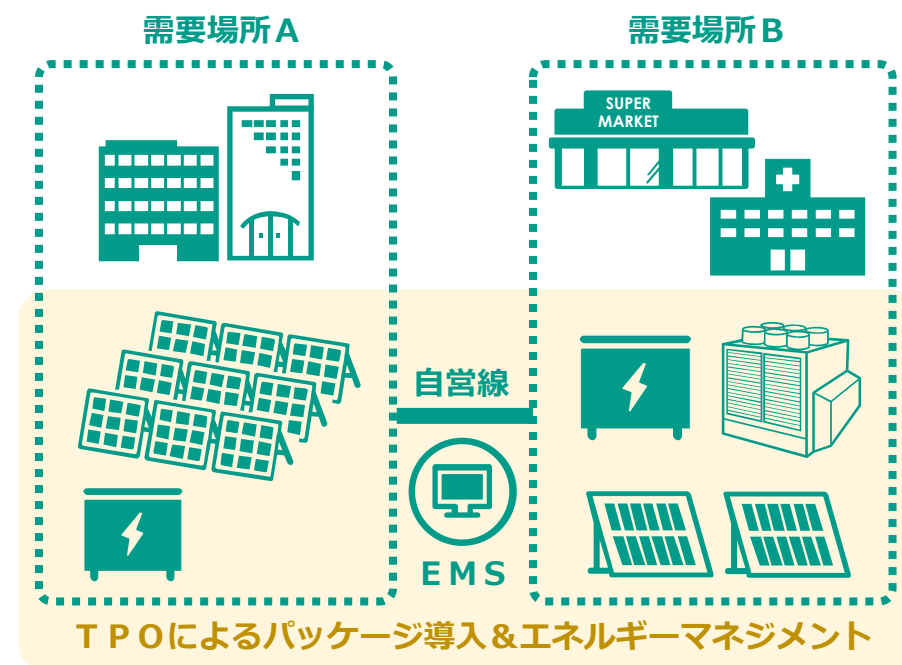
このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進等も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

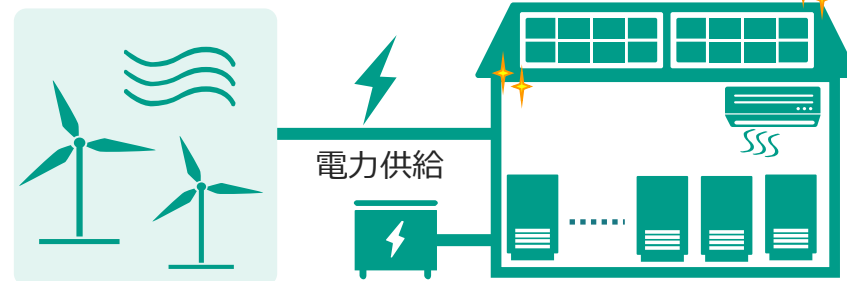
再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

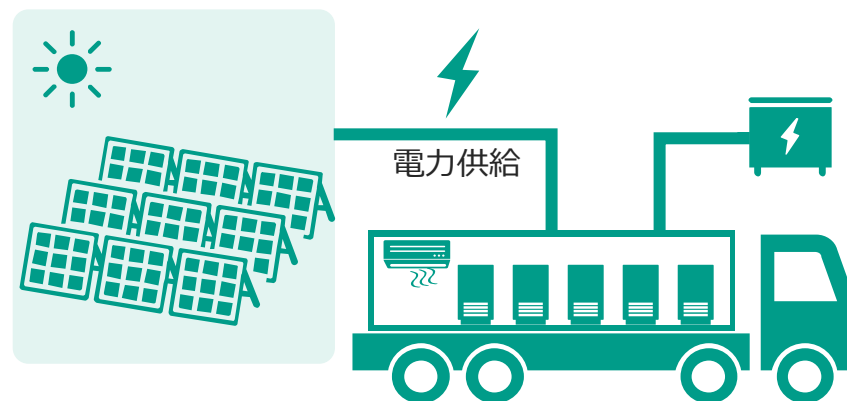
- | | | |
|-------------|-----------------|--------|
| ■ 事業形態 | ① 間接補助事業（1/3） | ② 委託事業 |
| ■ 委託先及び補助対象 | 民間事業者・団体等 | |
| ■ 実施期間 | ①② 令和6年度～令和11年度 | |

4. 事業イメージ

(a)新設 (b)改修



(c)コンテナ



「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



【令和7年度予算（案） 500百万円（500百万円）】



福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、復興に向けて地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等への支援を行う。

2. 事業内容

- 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助
福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う「計画策定」または「自立・分散型エネルギーシステム導入」に対し補助金による支援を実施する。
- 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討
地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 計画策定補助 (2/3 上限1,000万円)、導入等補助 (1/3～3/4 上限1億円)
(2) 委託事業
- 委託先・補助対象 (1) 福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788



【令和7年度予算（案） 3,820百万円（4,719百万円）】
【令和6年度補正予算額 4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

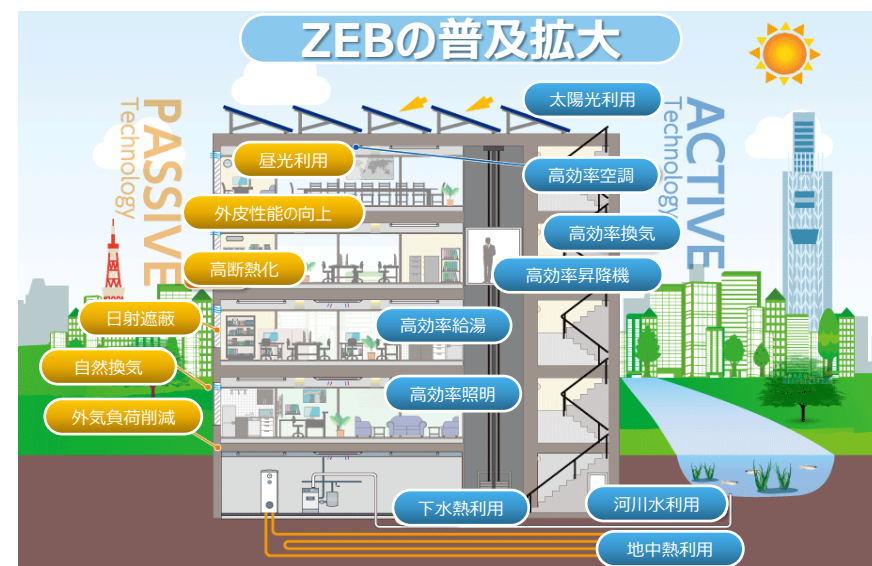
1. 事業目的

- ・2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ・外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- （1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- （2）LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- （3）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- （4）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- （5）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通じて、制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3～1/4 (上限3～5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2 : LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1)事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

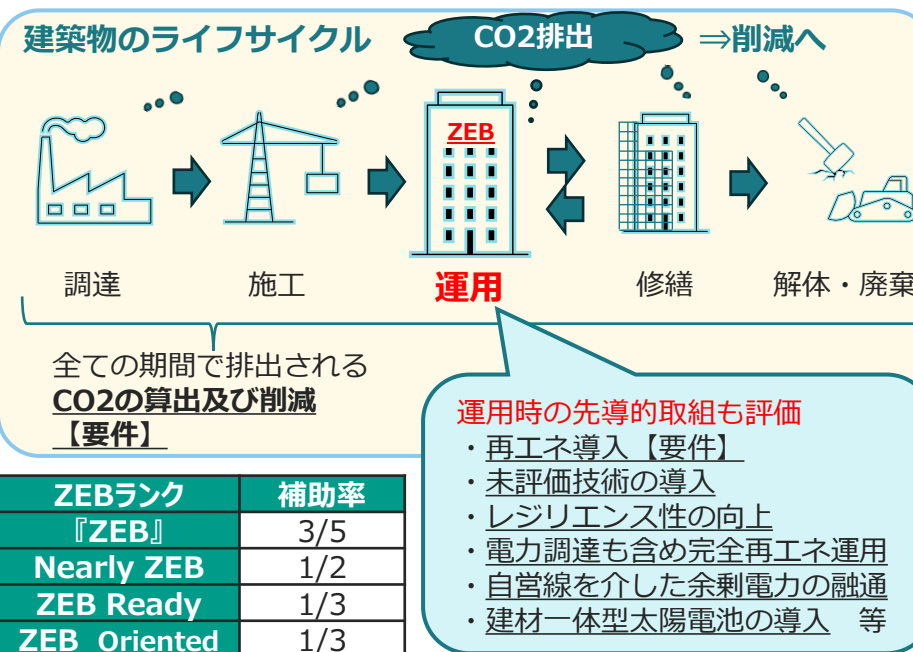
②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5～1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



- ※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。
- ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 ①について、延べ面積において10,000㎡以上については民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
 - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
 - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
 - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
 - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
 - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
 - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

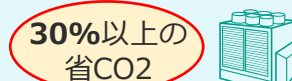
ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備
(原則導入)



省エネ設備
(空調・断熱改修等)



充放電設備



補助要件

＋ ①～③の要件を全て満たす場合に補助

①インバウンド対応

【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入※に対して支援を行う。

※省CO2型設備の導入は、削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

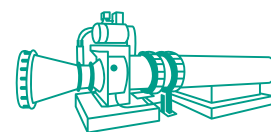
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

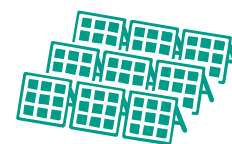
- 事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備

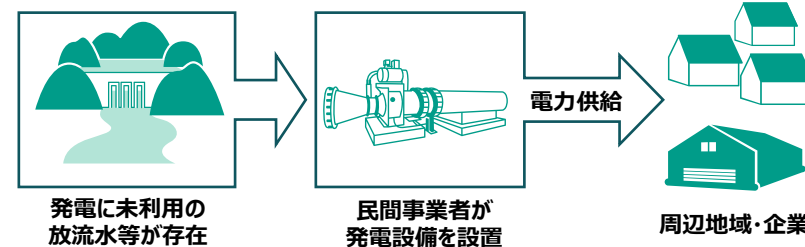


太陽光発電設備

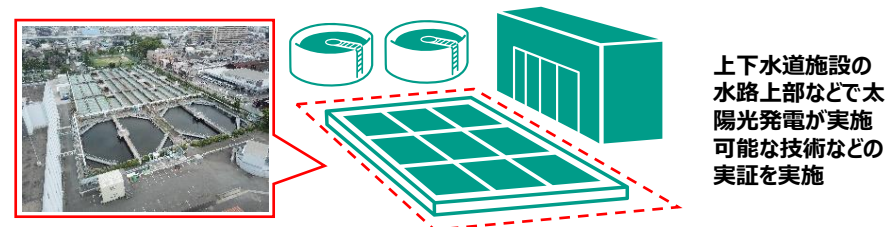


高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業





建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※1 CLT : Cross Laminated Timber（直交集成板）

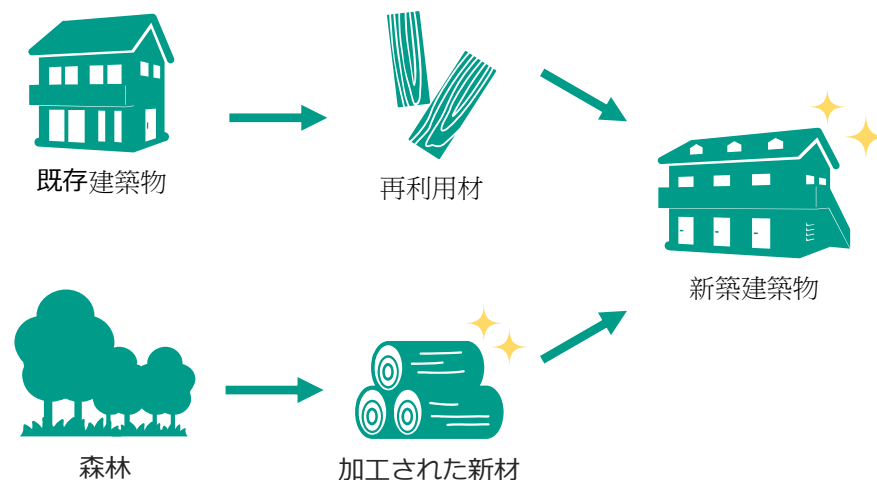
ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。
コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、
中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用するに当たり、省エネ・省CO2効果等の観点から検証等を行い、効果的に木材を再利用する方法等を検討する。



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度補正予算額 4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 外部環境への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(一部経済産業省連携)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入及び既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

(2)省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業(一部国土交通省連携)

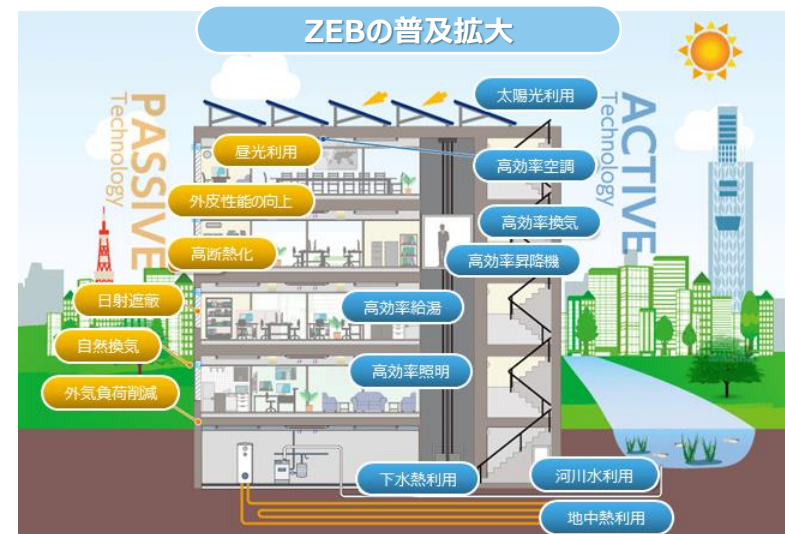
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(3)サステナブル倉庫モデル促進事業(国土交通省連携)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 ほか 電話：0570-028-341



業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率: 1/3)

- クーリングシェルの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限: 1,000万円)
- 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限: 3,500万円)
- オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限: 4,000万円)
- 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限: 1,000万円)

◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率: 1/3)

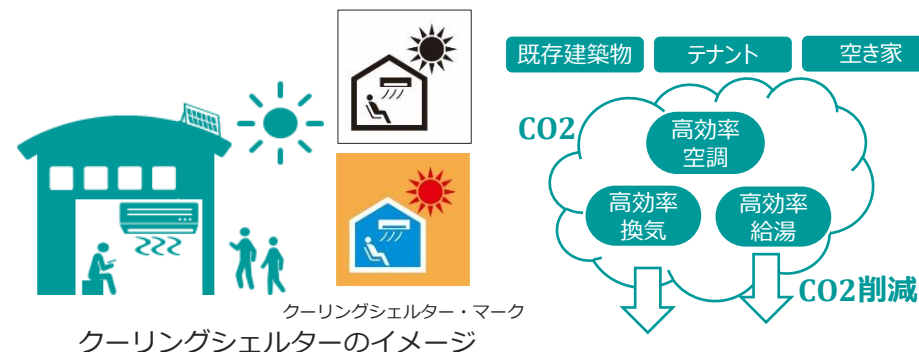
※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

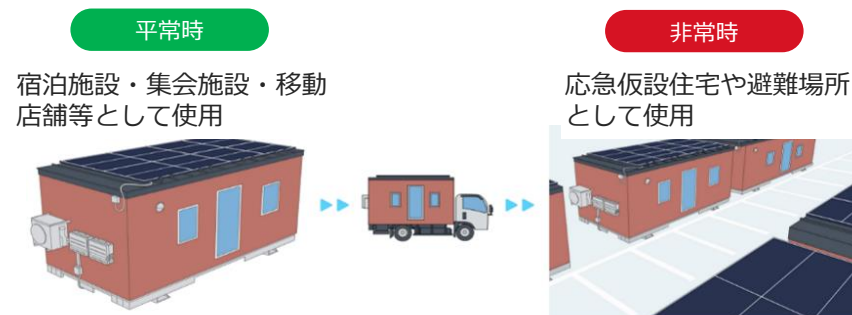
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ





物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。

また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。

こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

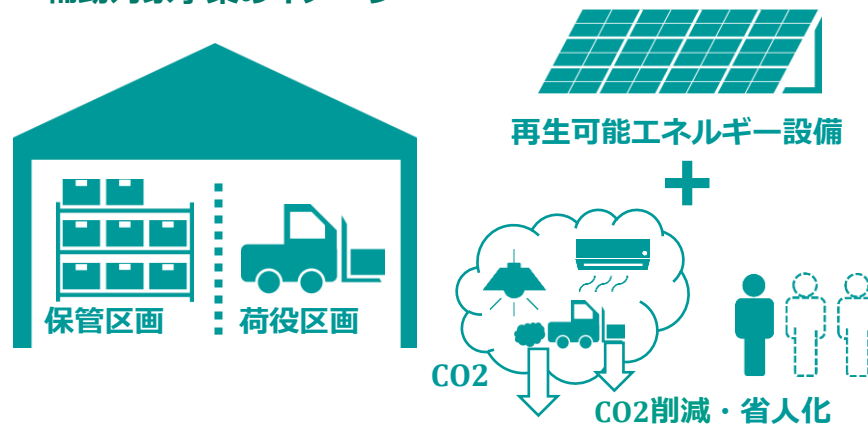
○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2) (上限 1 億円)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和 6 年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



※導入により省CO2化されるものに限る。



【令和6年度補正予算額 11,175百万円】
※4年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング／くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主要要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

○主要対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等

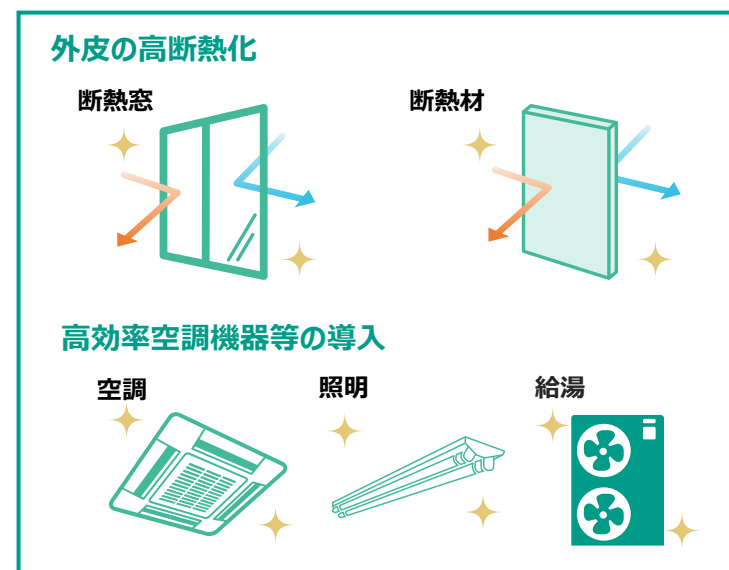
- 設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
- 一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額（補助率1/2～1/3相当） 等

3. 事業スキーム

- | | |
|------------|------------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業 |
| ■委託先及び補助対象 | 地方公共団体、民間事業者・団体等 |
| ■実施期間 | 令和6年度 |

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

2. 事業内容

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・FS事業／実証事業【委託】
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築するFS調査や実証事業を行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（後年度負担のみ）【委託】
地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーンを構築する実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業【補助】
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。
- ⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

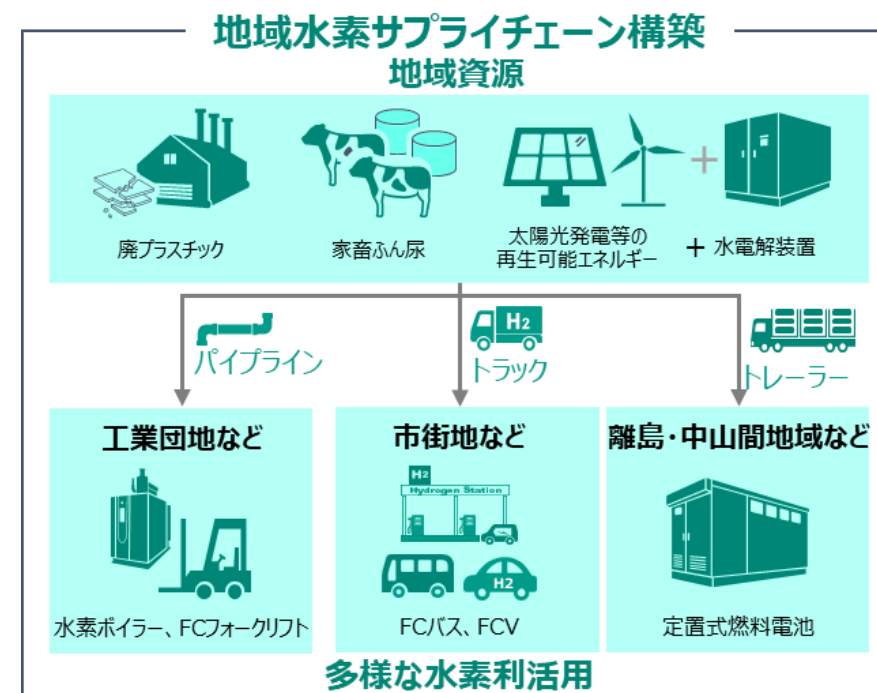
- 事業形態： ①②⑤委託事業・③④補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先・補助対象： 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間： ①令和7～11年度、②令和7年度、③令和7～11年度、④令和7～8年度、⑤令和7～11年度

お問合せ先： ①～③、⑤ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
④ 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話：0570-028-341

電話：03-5521-8301

4.



水素社会の実現へ

こども家庭庁

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円（245億円）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業

実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村 （公立）都道府県・市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受ける等の一定の要件（※）を満たす場合）＊経過措置あり

※待機児童対策に係る整備費の嵩上げについては、財政力指数が1.0未満の市町村であって、20人以上（※小規模保育に係るものは10人以上）の定員増加に必要な整備（新設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備）に限る。

※人口減少対策に係る整備費の嵩上げを創設【拡充】

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 （私立）国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4 （公立）国2／3、設置者（市区町村）1／3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策（9.4億円）

令和7年度当初予算案 67億円 + 令和6年度補正予算 138億円（5か年加速化対策分含む）
（令和6年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設		
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・ 助産施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設	・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所	・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ こども家庭センター ・ 里親支援センター ・ 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 妊産婦等生活援助事業所 ・ 児童育成支援拠点事業所 ・ 子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備			

<令和6年度補正予算により実施する拡充事項>

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を要求する。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助率】 定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当
児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

令和7年度当初予算案 91億円+ 令和6年度補正予算 13億円（令和6年度当初予算 156億円）
※令和7年度当初予算案91億円 全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒して実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

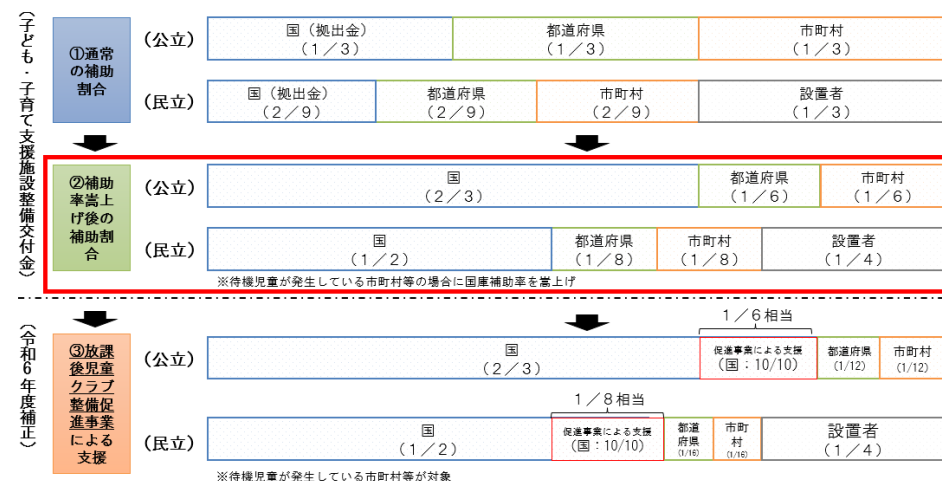
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

総務省

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置①



	脱炭素化推進事業債	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	過疎対策事業債	辺地対策事業債
起債充当率	90%	・地方負担額の1/2※に公営企業債 (脱炭素化推進事業)を充当(残余 (地方負担額の1/2)については、通 常の公営企業債を充当) ※電動バス等の導入については増高経費	100%	100%
交付税措置	事業ごとに元利償還金の30～50%を基準 財政需要額に算入(①、②については50%、 ③、④については財政力に応じて30～5 0%、⑤については30%)	事業ごとに元利償還金の30～50%を 基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の80%を 基準財政需要額に算入
対象事業	- 地球温暖化対策推進法に規定する地方 公共団体実行計画に基づいて行う公共 施設等の脱炭素化のための以下の事業 【単独】 ①再生可能エネルギーの導入^{注1} ②公共施設等のZEB化^{注2、3} ③省エネルギー改修^{注4} ④LED照明の導入 ⑤電動車の導入 (EV、FCV、PHEV) - 再生可能エネルギーの導入【単独】 令和6年度より、「地域内消費」を主目的と するもの(第三セクター等^{注5}に対する補助 金)を対象に追加。ただし、対象事業費は 導入に要する経費の2分の1を上限とする	- 脱炭素化推進事業債と同様の事業 のほか、公営企業に特有の以下の 事業 ・小水力発電(水道事業・工 業用水道事業)【単独】 ・バイオガス発電、リン回収施設 等(下水道事業)【単独・ 補助】 ・電動バス等の導入(EV、 FCV、PHEV)交通事業 (バス事業)【単独】	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事 業 ・太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生 可能エネルギーを利用するための施設で公用又は 公共の用に供するものの整備【単独・補助】^{注1} ・過疎債の対象施設の整備として行われる省エネ 設備の導入及び省エネ改修【単独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造す る地場産業の振興に資する施設の整備^{注6、7} (第三セクター等に対する補助金を含む)【単 独】 ※令和6年度より、再生可能エネルギー設備の整備^{注8}及 び公共施設等のZEB化^{注2、3}を「脱炭素化推進特別 分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う^{注9}	辺地を有する市町村が総合整備 計画に基づいて行う以下の事業 ・辺地債の対象施設の整備として 行われる再エネ設備、省エネ設 備の導入及び省エネ改修【単 独・補助】 ・再生可能エネルギーを活用して 電気等を製造する地場産業の 振興に資する施設の整備^{注6、 7}(第三セクター等に対する補 助金を含む)【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債(充当率90%、措置率22.2%)又は一般補助施設整備等事業債(充当率75%、措置率0%)が充当可能。

(注1) 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー・電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

(注2) ZEB基準相当(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日
地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」)に適合するための公共施設等の改修及びZEB基準相当の公共施設等の新築・改築。

(注3) ZEB基準相当又は省エネ基準を満たすことについて第三者認証を受けている施設に係る事業であること。

(注4) 省エネルギー基準(BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。))が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。))に適合するための、公共施設等の改修事業。

(注5) 「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条第5号に規定する法人及び地方公営企業。

(注6) 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債、辺地対策事業債の対象外。

(注7) 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は対象外。FIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合も、対象外。

(注8) 地場産業の振興に資する施設の整備は、過疎地域における「地域内消費」を主目的とするものに限る。

(注9) 過疎債の対象施設に限る。

地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置②

	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	地域活性化事業債
起債充当率	100%	90%
交付税措置	元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入	元利償還金の30%を 基準財政需要額に算入
対象事業	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注10}	地域の活性化のための基盤整備事業のうち、以下の自然再生・地球温暖化対策事業 ● 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全【単独】 ● 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備【単独・補助】 ● 都市緑化のための植樹、植栽等【単独】

※国庫補助金を受けて実施する事業については、公共事業等債（充当率90%、措置率22.2%）又は一般補助施設整備等事業債（充当率75%、措置率0）が充当可能。

（注10）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分）が該当。

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る 地方単独事業(事業期間は令和7年度まで)

1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和7年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空調設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業 (空調設備、照明設備、給湯設備 など)
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る) 及び充電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

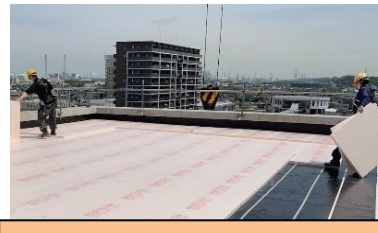
※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。

※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

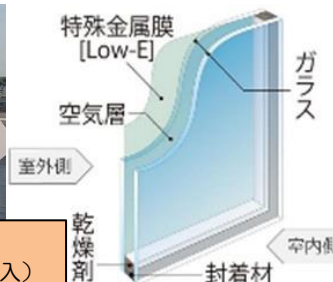
【事業イメージ】



再生可能エネルギー（太陽光）設備



公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

○ ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費
脱炭素化推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

○ ③及び④の事業

元利償還金の30~50%^(※)を地方交付税措置

一般財源

○ ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源

※ 財政力に応じて措置

※ 令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる
事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化^{※1}、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

※令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

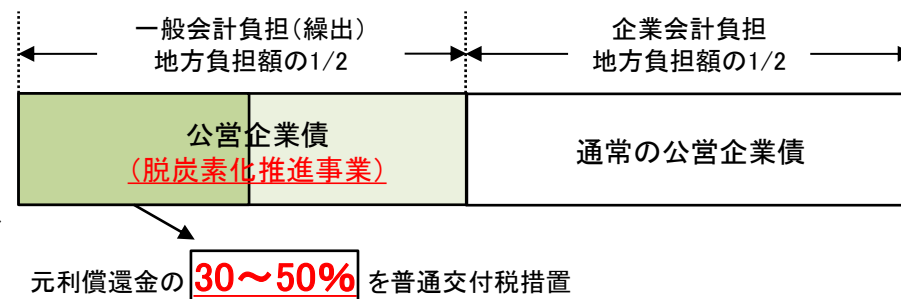
※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化 ^{※1}	50%
省エネルギー (省エネ改修 ^{※2} 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※1 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む

※2 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

地域活性化事業債について（平成14年度創設）

地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするもの。

1. 対象事業

対象事業区分	対象事業例
① 地域経済循環の創造	○ 創業支援のための拠点施設・貸工場等の整備、地場産品加工場・直販施設等の整備、観光施設の整備 ○ 藻場・干潟等の形成・保全、地域木材を利用した施設の整備、都市の緑化のための植樹、伐採 等
② 人材力の活性化	○ 移住・定住者向け貸付住宅の整備、地場産業後継者の育成・支援施設の整備 ○ NPOサポートセンター等の市民活動支援施設の整備 ○ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等の施設（サテライトキャンパス、地域交流拠点施設等）の整備
③ 地域の歴史文化資産の活用	○ 文化財の取得・保存・周辺整備、歴史的建造物・街並みの保存・周辺整備、歴史文化資産とふれあう場の整備
④ 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保	○ リハビリテーション施設、住民が公共施設等へ移動するための車両導入
⑤ 連携中枢都市圏構想の推進	○ 連携中枢都市圏ビジョンに位置付けた「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備（新技術開発支援等の研究開発施設の整備、海外インバウンド観光施設の整備、コミュニティバスターミナルの整備、地場産業支援施設・地域観光施設等の産業振興施設の整備 等）
⑥ 定住自立圏構想の推進	○ 定住自立圏共生ビジョンに位置付けた「医療・福祉」、「公共交通」、「産業振興」に係る圏域全体の都市機能・生活機能を確保するため真に必要な施設の整備（中核医療施設の整備、デマンドバスの導入、広域観光拠点施設の整備 等）
⑦ 合併の円滑化	○ 合併の円滑化のために必要不可欠な庁舎・消防庁舎の統合・改修 ○ 合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備 等

2. 地方財政措置

○ 充当率：90% ○ 元利償還金に対する交付税措置率：30%

3. 財政措置イメージ

地域活性化事業債 90%	一般財源 10%
-----------------	-------------

元利償還金に対する交付税措置率：30% = 地方負担額の27.0%を交付税措置

地方財政措置（地域の人への投資の推進（地域脱炭素関係））

1. 地域におけるリスクリングに関する地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスクリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスクリング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

2. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象。

（※）複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前地方交付税措置している研修経費についても拡充。

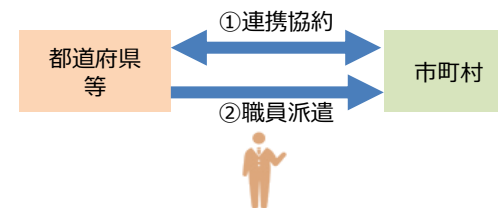
3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、

当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材

（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



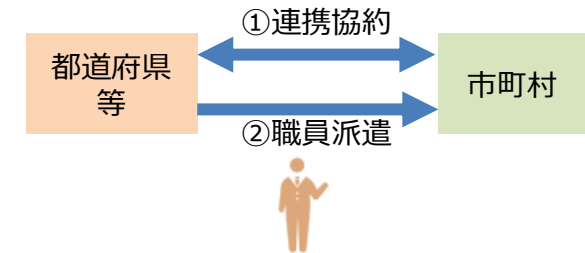
- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。
- ※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。
- ※3：任期の定めのない常勤職員（①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する専門職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

（1）連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置

派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5

上限額：100万円/団体

（2）連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・専門人材を派遣する都道府県等への措置

人件費 × 0.5

上限額：600万円程度/人

※市町村からの負担金がある場合は控除

※自治法派遣の場合は対象外

- ・専門人材を受け入れる市町村への措置

負担金 × 0.5

※自治法派遣の場合に対象

※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

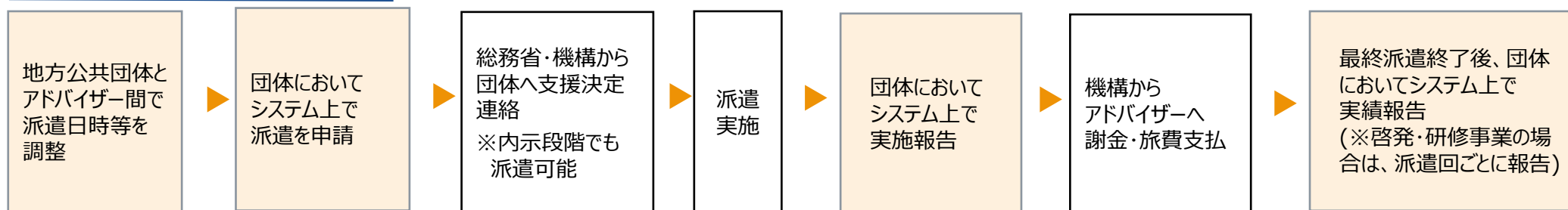
GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**
地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞
 - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
 - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**
都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

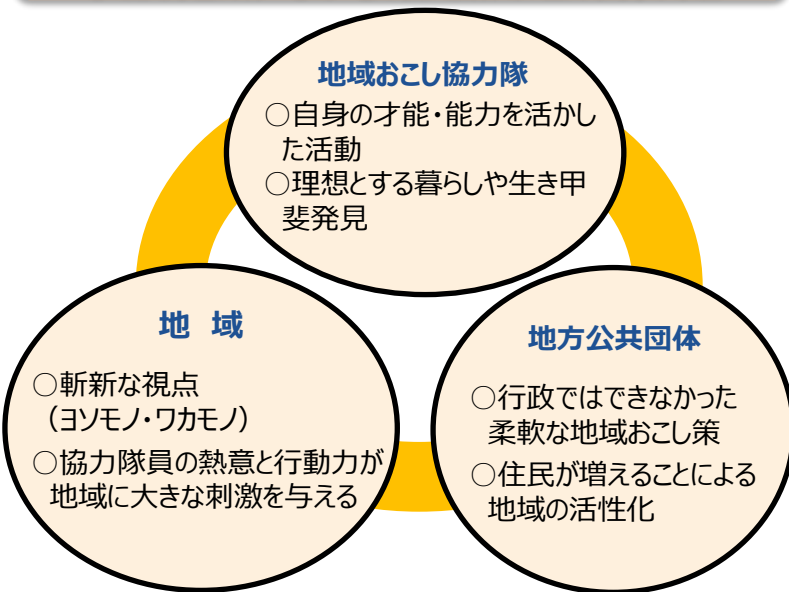
（機構HPのQRコード）



地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **地方財政措置**：＜特別交付税措置：R7＞
 - ・ **地域おこし協力隊員の募集等に要する経費**：300万円（R6）→350万円（R7）／団体を上限
 - ・ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・ **地域おこし協力隊員の活動に要する経費**：
520万円（R6）→550万円（R7）／人を上限（報償費等：320万円（R6）→350万円（R7）、その他活動経費：200万円）
 - ・ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ・ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ・ JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
 - ・ 外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）
- ※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

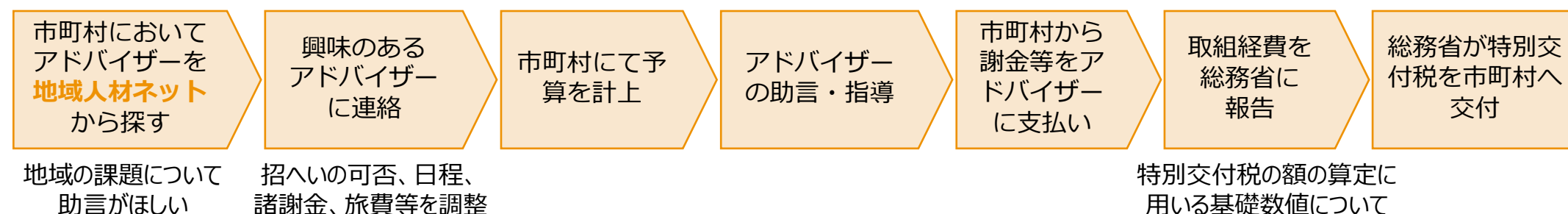
・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**
が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- **民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引上げ**
- **先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）**

地域力創造アドバイザー取組内容分類

(1) 「まち」の魅力の維持・向上		(参考) 地域力創造Gの主な施策
1. 地域資源を活用した地域経済循環	地場産品発掘・販路開拓、6次産業化、経営資源の引継（事業承継等）・起業支援、地域中核企業等の支援に取り組む	ローカル10,000、分散エネ、シェアココ
2. まちなか再生	中心市街地活性化、空地・空家・空きビル・空き店舗等対策、商店街活性化に取り組む	中活ソフト事業
3. 生活機能の維持	地域医療・福祉、地域交通、集落機能の確保に取り組む	集落支援員、地域運営組織、定住自立圏
4. 環境保全・SDGs	分散型エネルギーシステム、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策に取り組む	分散エネ、地域運営組織
5. 防災減災・危機管理	建築物耐震化・長寿命化、地区防災計画、BCP、避難所運営、感染症対策に取り組む	地域運営組織
(2) 「ひと」の流れの創出・「ひと」を育てる		(参考) 地域力創造Gの主な施策
6. 観光振興・交流	DMOとの連携、インバウンド対応、民泊・農泊の推進に取り組む	地域おこし協力隊、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）等
7. 関係人口の創出・拡大	滞在・活動の場づくり、地域と関係人口の協働に取り組む	関係人口、ふるさとワーホリ、サテライトオフィス、子プロ 等
8. 移住・定住促進	起業・事業承継等の支援、空地・空家対策、地域おこし協力隊の推進に取り組む	ふるさとワーホリ、移住・交流情報ガーデン、地域おこし協力隊、サテライトオフィス、特定地域づくり 等
9. 少子化対策、子ども・子育て支援	結婚・出産・子育て支援、働き方改革、子どもの貧困対策に取り組む	地域運営組織、子プロ、シェアココ
10. 地域づくり人材の育成・教育	人材研修、ふるさと教育、地域と教育機関の連携（高校魅力化・域学連携等）に取り組む	人財塾、特定地域づくり事業協同組合
(3) 共通基盤、横串の手法・取組		(参考) 地域力創造Gの主な施策
11. 自治体経営イノベーション	財政マネジメント（公共施設管理・公会計整備）、官民連携（PPP／PFI）、自治体間連携、多様な関係者間の連携、住民参加に取り組む	地域運営組織、地域プロジェクトマネージャー、企業版ふるさと納税（人材派遣型）
12. シティプロモーション・地域PR	地域ブランディング、メディア活用、効果の把握・評価に取り組む	（地域力創造アドバイザー）

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用

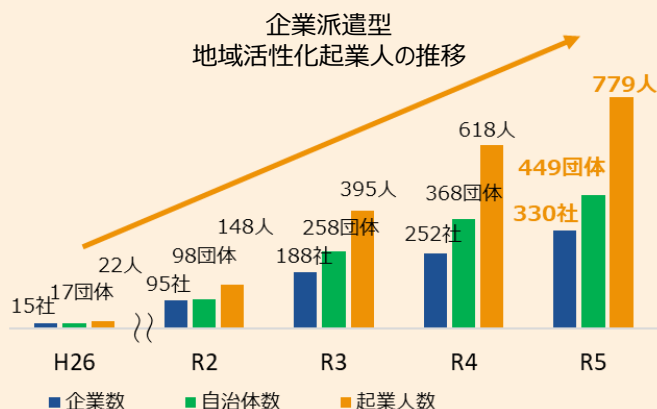
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、

民間企業としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,432市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員個人

民間企業

（三大都市圏に所在する企業等）

【① 企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
 - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
 - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

特別交付税措置

起業人（企業派遣型）の受入に要する経費 上限額 R6 560万円／人
→ R7 590万円／人 等

地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修

- 「地域脱炭素ロードマップ」（R3.6.9 国・地方脱炭素実現会議決定）では、2025年までの5年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速化することとされている。
- 地域脱炭素の取組に対し、人材研修の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築することとされた。
- このため、自治体職員に対し、地域に裨益する再生可能エネルギー導入の考え方等をテーマとした講義等を通じて、脱炭素企画を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治体で研修を実施する

時期

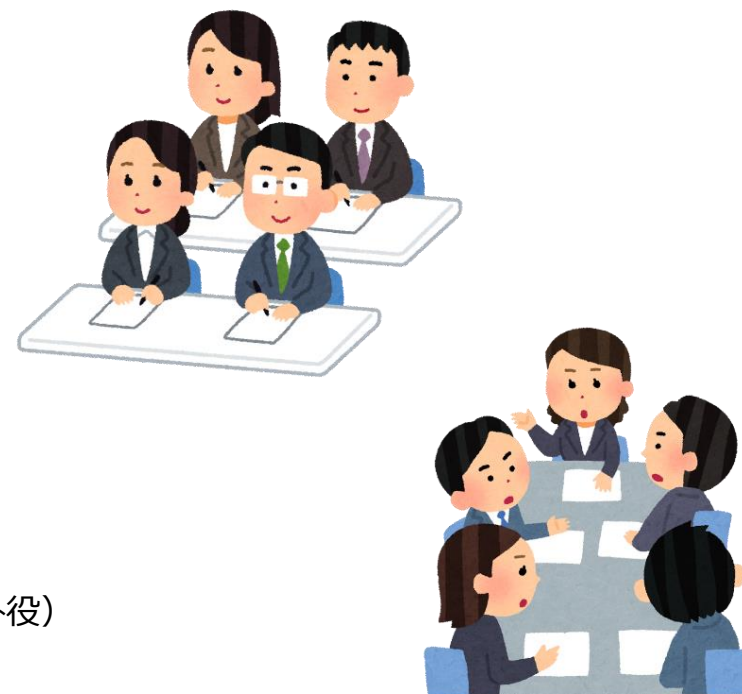
例年秋頃（2泊3日）（年1回開催）

対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる都道府県及び市区町村職員。
※初任者の参加可能。

研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施
（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）



これまでの実施状況

【令和5年度】

実施日：10月23日（月）～10月25日（水）

受講者：36名

【令和4年度】

実施日：9月26日（月）～9月28日（水）

受講者：35名

文部科学省

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額（案） 681億円
（前年度予算額） 683億円



令和6年度補正予算額 2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下



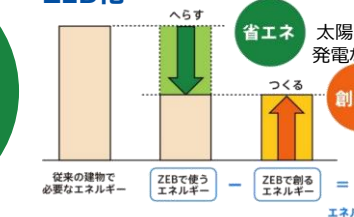
避難所としての**防災機能強化**

バリアフリースイートの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化** 高断熱化、LED照明、高効率空調など



具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和9年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

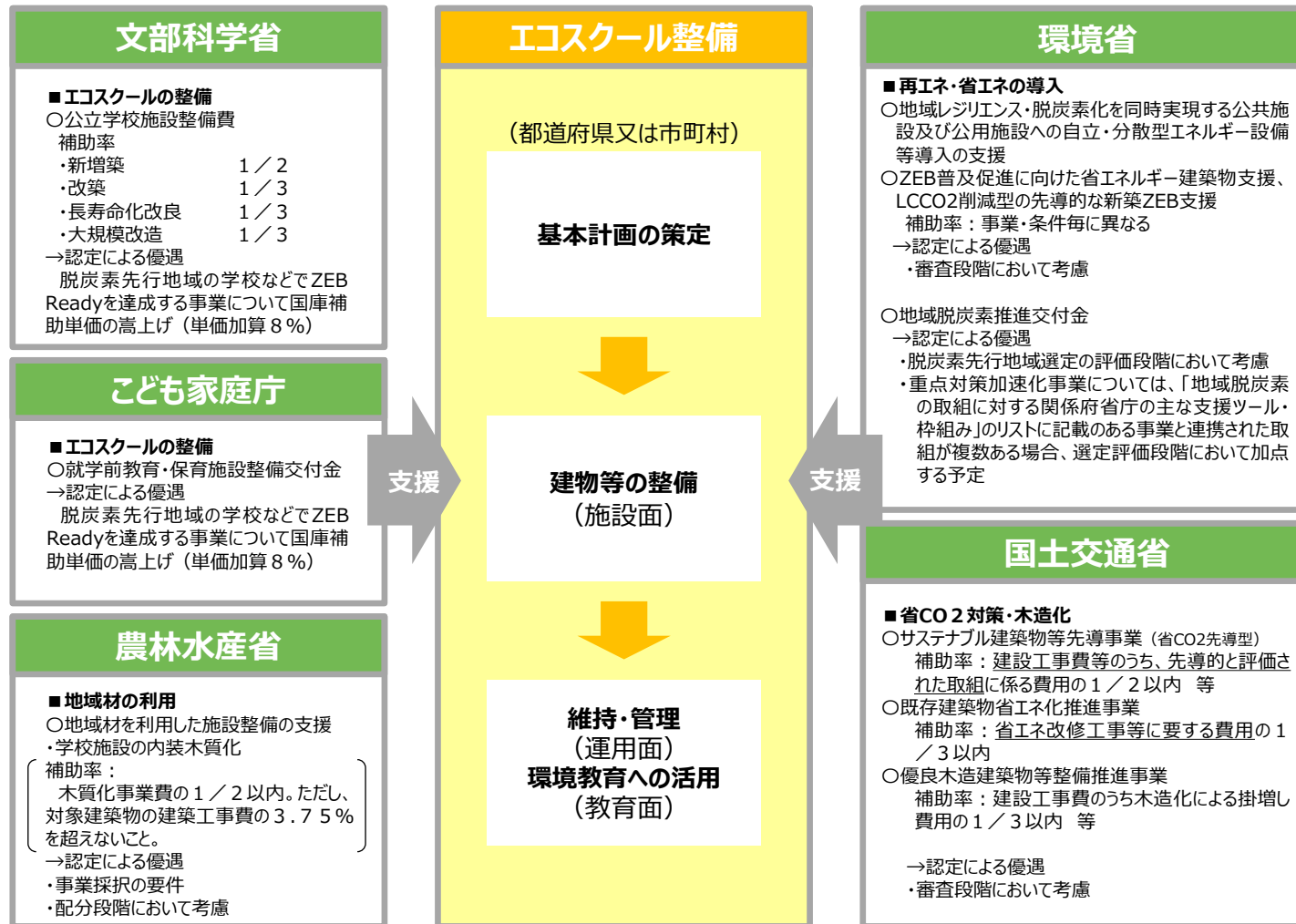
（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

エコスクール・プラスについて



- 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しています。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）
- 認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。また、「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省、こども家庭庁から単価加算措置（8%）の支援を行います。

エコスクール・プラスの概要



事業タイプ

- ☀️ 太陽光発電型
- 🌞 太陽熱利用型
- 🌀 その他新エネルギー活用型
 - ・風力発電
 - ・地中熱利用
 - ・バイオマス熱利用
 - ・燃料電池
 - ・小水力発電
 - ・雪氷熱利用
- 💧 省エネルギー・省資源型
 - ・断熱化
 - ・日除け
 - ・省エネルギー型設備
 - ・エネルギー・CO2管理システム
 - ・雨水利用
 - ・排水再利用
- 🌱 自然共生型
 - ・建物緑化・屋外緑化
 - ・自然素材
- 🪵 木材利用型
 - ・地域材等の利用
- ♻️ 資源リサイクル型
 - ・リサイクル建材の利用
 - ・生ゴミ処理設備
- 🔦 その他
 - ・自然採光
 - ・自然換気

※各省庁の支援については、重複しない範囲で複数の事業が活用可能です。



エコスクール・プラスに係る支援措置（概要）

エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省、こども家庭庁の支援措置（単価 8 %加算）の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

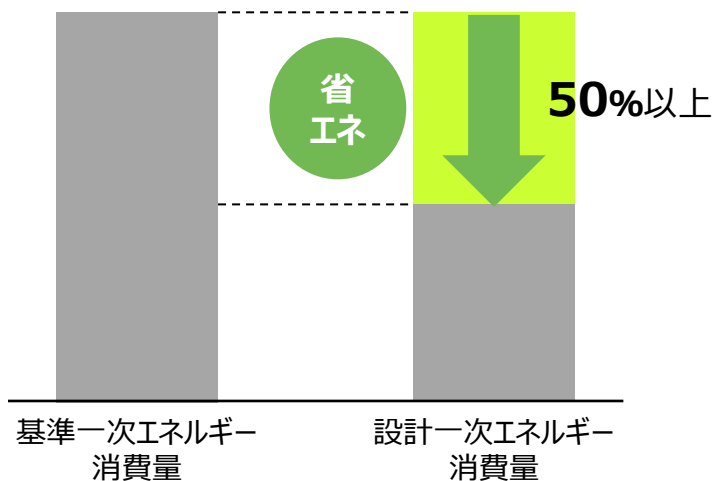
ZEB Readyを達成する事業

● ZEB Readyの算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$

一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index）として算出することとなっている。



ZEB Readyのイメージ

脱炭素先行地域の学校

● 左記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校

「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月 9 日第 3 回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

脱炭素先行地域以外の学校

● 左記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

支援内容

● 補助単価の加算

配分基礎額に 8 %の加算。

● 補助面積の加算

必要面積の20%を上限として必要な設備室等の面積を加算。

国土交通省

公営住宅等の省エネ性能向上を促進するための公営住宅等の省エネ改善等、既存ストックの性能改善のための支援を行う。

＜現行制度の概要＞

基本的要件

改善工事の内容	施行要件
○ 個別改善事業	
(原則)	建設後20年を経過したもの
・子どもの安全確保に係る改善 (子どもの転落防止措置等)	建設後10年を経過したもの
・長寿命化改善 ・障害者向け改善 ・認知症対応型グループホーム改善 ・住宅用防災機器の設置 ・既存エレベーター改修 ・省エネルギー対策又は再生可能エネルギー対策に係る改善 ・宅配ボックスの設置 ・防災・減災対策に係る改善 ・交流スペースの設置	年度要件なし
○ 全面的改善 (トータルリモデル)	建設後30年を経過したもの

※地上波デジタル対応設備の設置については、施行要件を建設後20年を経過したものとする

対象工事

- 個別改善事業 (規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善)
- 全面的改善【公営住宅のみ】

個別改善事業の分類

- 次のいずれかの分類に該当すること。
- ① 居住性向上型 ② 福祉対応型
 - ③ 安全性確保型 ④ 長寿命化型
 - ⑤ 脱炭素社会対応型 ⑥ 子育て世帯支援型

支援内容

- (1) 整備費に対する助成
- 整備費を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

※規模増改善、住戸改善・共用部分改善 (福祉対応型、安全性確保型 (耐震性の確保に係るもの)、長寿命化型、脱炭素社会対応型、子育て世帯支援型) については、測量試験費も助成対象。
- (2) 家賃の低廉化に要する費用に対する助成
- 全面的改善、耐震改修、エレベーター設置に係る改修を実施する場合は、改善後の家賃が上昇する。
 - 従って、改善後の近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額を交付金算定対象事業費とし、その原則50%を国が社会資本整備総合交付金等により助成。

カーボンニュートラルの実現に向けて、公的主体の率先した取組を推進するため、公的賃貸住宅の既存ストックについて、先導的な省エネ改修や再エネ設備導入を行う取組に対して支援を行う。

事業概要

■ 対象事業

- 公的賃貸住宅(公営住宅、改良住宅等、UR賃貸住宅又は公社住宅)の既存ストックにおいて、ストック改善事業の実施と併せて、省エネ改修や再エネ設備導入を行う先導的な取組に対して支援を行う。
- 案件の採択にあたっては、学識経験者等からなる審査委員会により、有効性や新規性・汎用性の観点から評価を行うものとする。

■ 事業主体

- 地方公共団体(公営住宅・改良住宅)
- 都市再生機構(UR賃貸住宅)
- 地方住宅供給公社(公社住宅)

■ 補助対象

省エネ改修・再生可能エネルギー設備工事費(調査設計費を含む。)、
省エネ等効果検証費

■ 補助率

- 公営住宅、改良住宅等 : 国2／3、地方1／3
- UR賃貸住宅 : 国2／3、UR1／3
- 公社住宅 : 国1／3、地方1／3、公社1／3

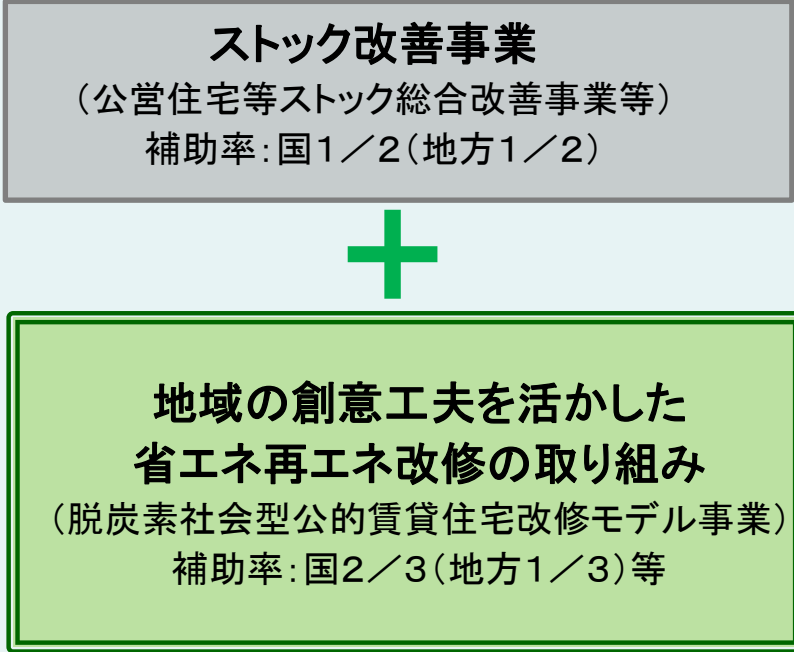
■ 限度額

併せて実施するストック改善事業の事業費を超えない額とする。

■ その他

工事実施後、概ね20年以上管理する予定であること。

■ 事業期間 令和4年度～令和8年度(5年間)



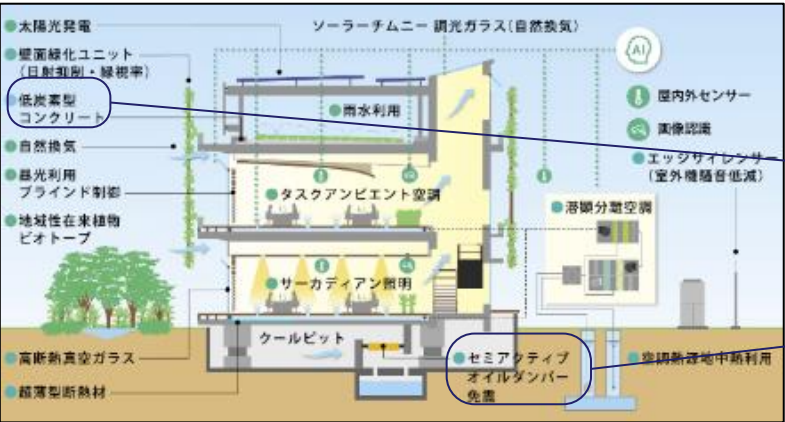
【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■建築物



■建設時における省CO2効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■住宅



■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

令和6年度の事業概要

- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 1/2 等
- <限度額> 原則3億円/プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等
- <事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

検索 サステナブル 省CO2

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和6年度補正・令和7年度予算)

地域公共交通確保維持改善事業等	
令和6年度補正	326億円、令和7年度 209億円
・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）	
：令和6年度補正	612億円の内数、令和7年度 4874億円の内数
・鉄道施設総合安全対策事業費	
：令和6年度補正	69億円の内数、令和7年度 45億円の内数
・訪日外国人旅行者受入環境整備	
：令和6年度補正	158億円の内数、
令和7年度	6億円の内数、国際観光旅客税充当額 25億円の内数

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による 持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、
キャッシュレス決済の導入等支援



■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融资（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資） (令和7年度：135億円)

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援



■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 安全に問題があるバス停の移設等

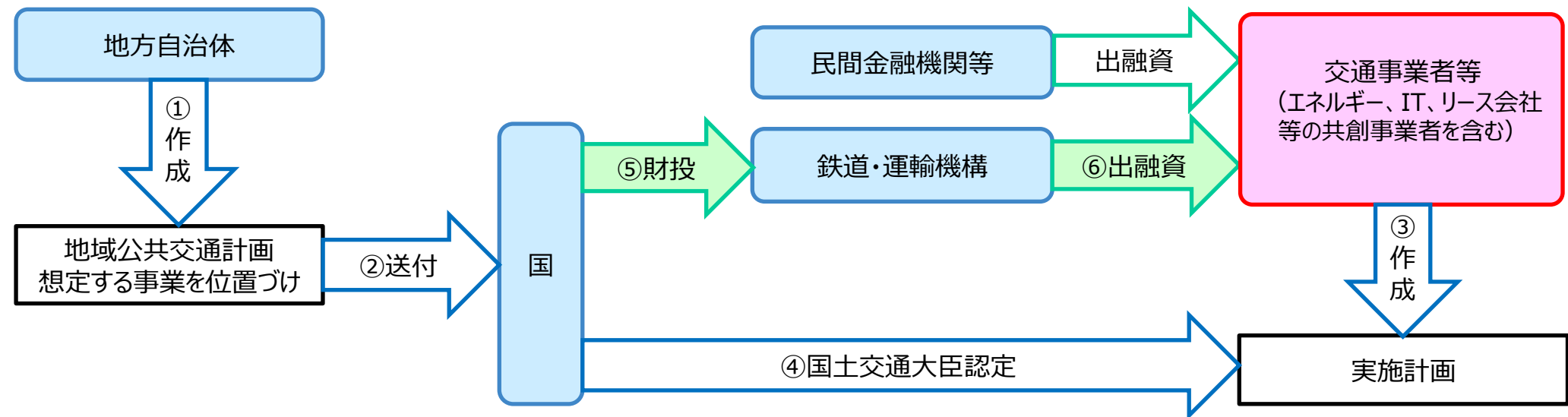
上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

財政投融資を活用した地域交通のDX・GX投資に対する支援

【制度の概要】

- 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施に必要な資金を鉄道・運輸機構を通じて支援する。

○地域交通法に基づく財投支援スキーム



支援対象となる事業

バス、タクシー・鉄道等のDX・GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業

- ・交通DX：汎用型キャッシュレス決済への刷新
- ・交通GX：EV車両、エネルギーマネジメントシステムの導入

等



令和7年度予算：68億円の内数

空港脱炭素化推進計画の策定支援

各空港における脱炭素化に向けた目標や取組内容等をまとめた空港脱炭素化推進計画の策定に対して補助を行う。

- 補助対象空港：会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港
- 補助対象事業者：空港管理者
- 補助率：1／2以内

設備導入支援等

空港の脱炭素化に向けて、空港関係者や脱炭素に関わる事業者等が、太陽光発電等の再エネ拠点化や空港車両のEV・FCV化、空港ビル照明・空調の効率化等を促進するために必要となる設備導入に対して補助を行う。また、庁舎等における太陽光発電の導入を推進する。

- 再エネ設備の導入
- EV・FCVのインフラ設備の導入
- 照明・空調の効率化等

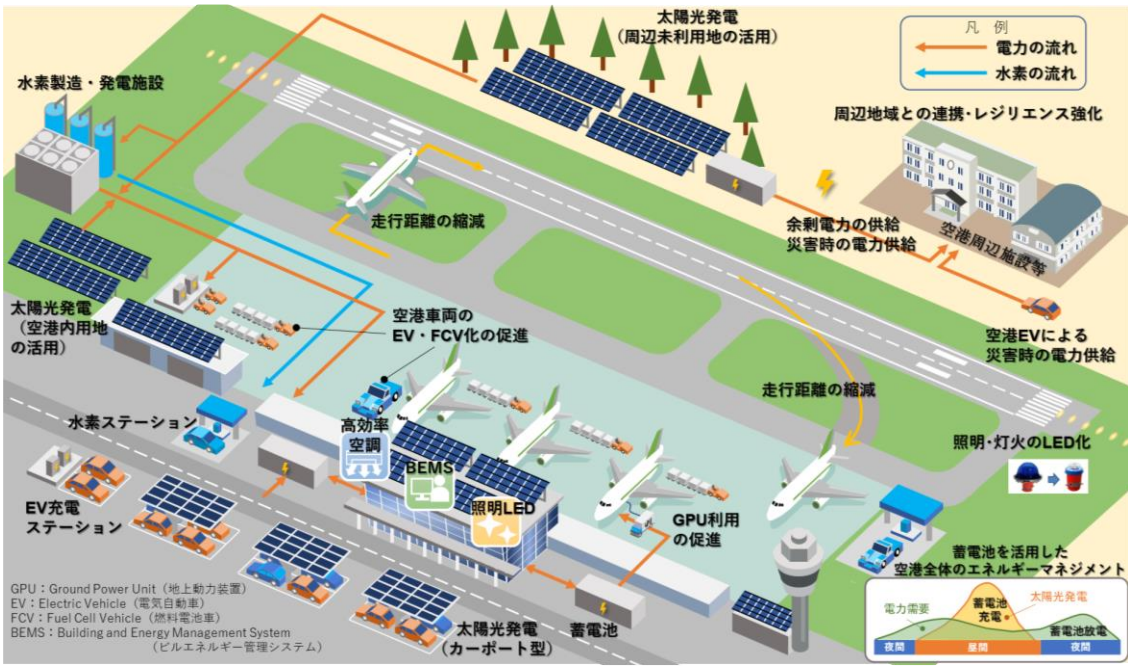
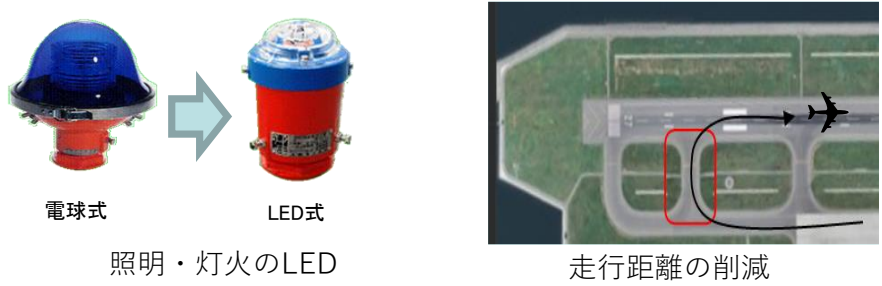
- 補助対象空港：全ての空港
- 補助対象事業者：民間事業者等
- 補助率：1／2以内



航空灯火のLED化や誘導路の整備

老朽化更新に合わせて航空灯火のLED化や誘導路の整備を行う。

- 補助対象空港：特定地方管理空港、地方管理空港
- 補助対象事業者：空港管理者
- 補助率：1/2~9/10（空港種別や地域によって異なる）



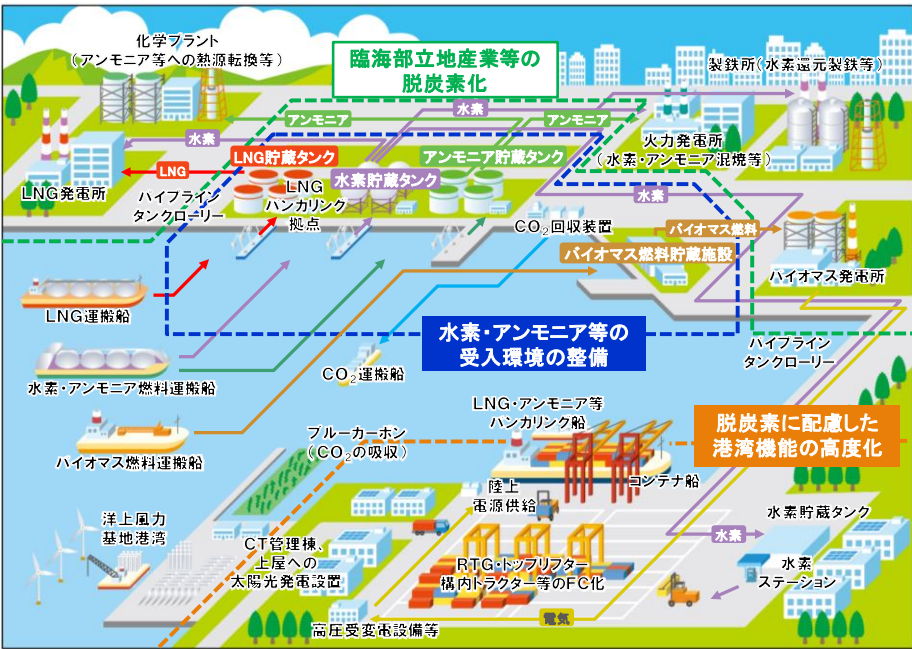
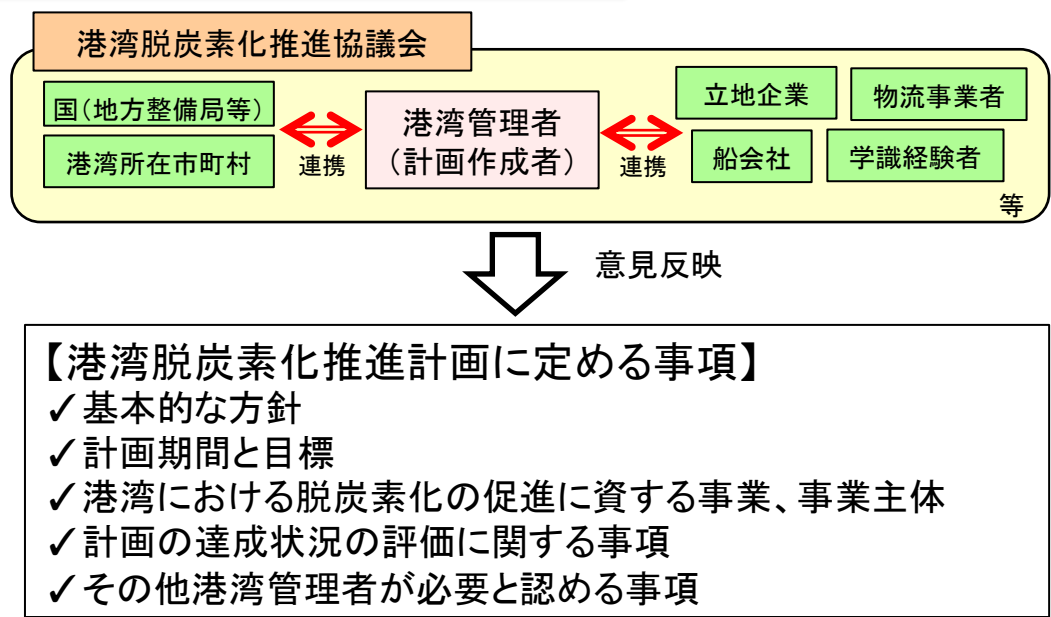
空港の脱炭素化推進のイメージ

令和7年度当初予算：2,456億円の内数

目的・概要

- **港湾脱炭素化推進計画**は、港湾法第50条の2に基づき、港湾管理者が官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るために作成するもの。
- 港湾管理者は、当該計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、関係地方公共団体や脱炭素化の取組を行う民間事業者等からなる**港湾脱炭素化推進協議会**を組織する。
- カーボンニュートラルポート(CNP)形成の取組を加速させるため、**当該計画の作成及び変更、港湾計画への反映に係る支援を実施。**(補助率:1/2)

港湾脱炭素化推進計画のイメージ



カーボンニュートラルポート(CNP)の形成イメージ

進捗状況

- 港湾脱炭素化推進協議会等：94港湾設置済
- 港湾脱炭素化推進計画：33港湾作成済 (令和6年12月末時点)

下水道脱炭素化推進事業

- 温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネルギー、一酸化二窒素(N_2O)削減事業を、集中的・優先的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N_2O)の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

採択要件等

- 上記の事業であって、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね5年以内
 - ・総事業費が5億円以上

<参考>

地球温暖化対策計画(2021年10月22日閣議決定)
下水道分野の温室効果ガス排出量削減目標

2030年度:208万t- CO_2 (2013年度比)

汚泥消化・バイオガス発電



バイオガス



固形燃料化

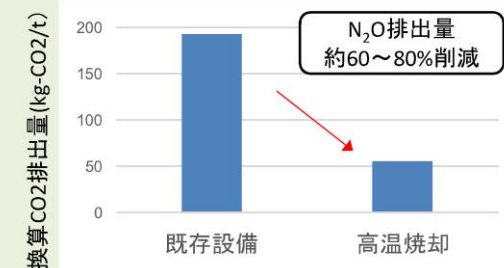


創エネ事業

汚泥焼却の高度化



一酸化二窒素対策



下水道リノベーション推進総合事業

- 処理水、下水熱、上部空間などの下水道が持つ貴重な資源を活用し、下水道施設を地域活性化の拠点としてリノベーションを行うための取組について、計画策定から施設整備まで一体的に支援する事業制度

交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

② 未利用エネルギー活用事業

下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効活用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業

③ 積雪対策推進事業

下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業

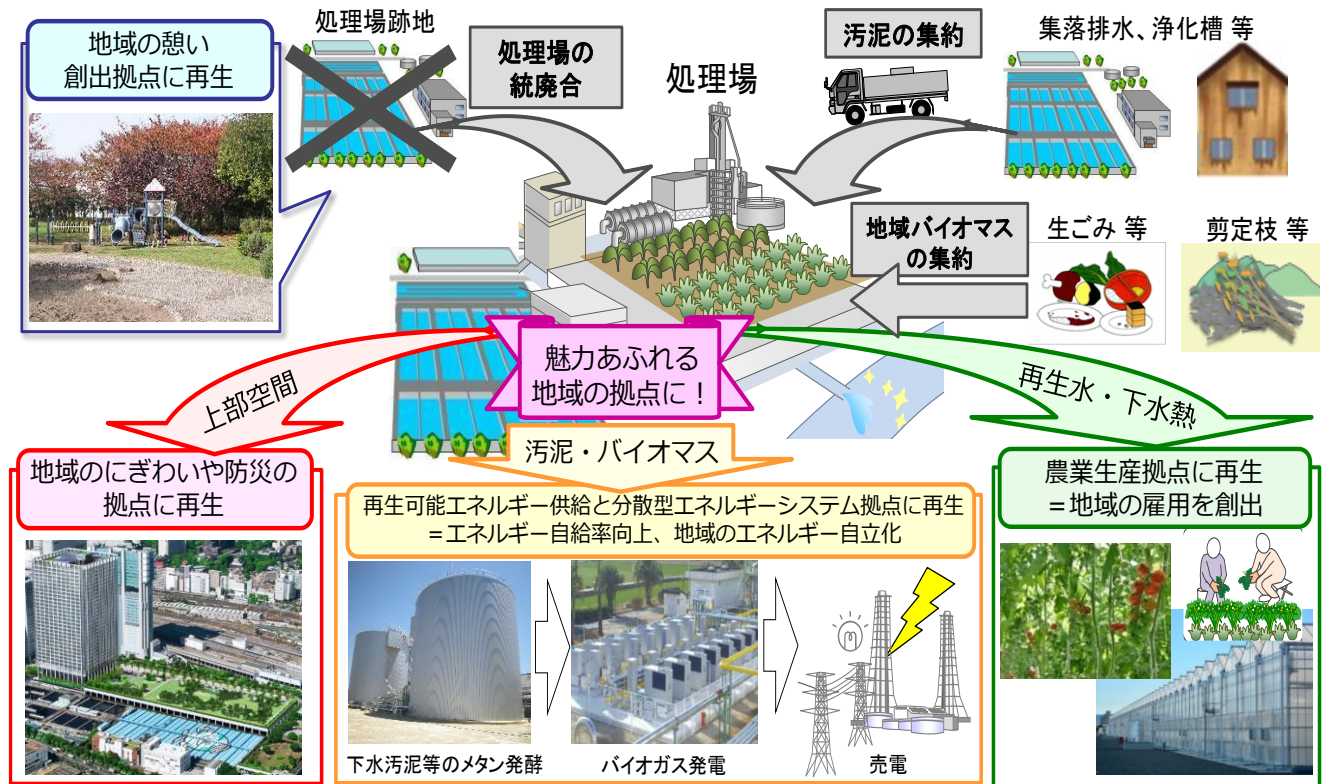
④ 再生資源活用事業

渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業

⑤ 防災拠点施設整備事業

地域防災計画に位置付けられた下水道施設(一定規模以上の敷地を有する防災拠点・避難地)に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業

⑥ 下水道広域化推進総合事業の交付対象事業で下水汚泥の有効利用に係る事業



集約・再編は、処理場を魅力あふれる地域の拠点に再生する絶好のチャンス！

下水道リノベーション推進総合事業のイメージ

下水道温室効果ガス削減推進事業

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを支援する事業制度

交付対象事業

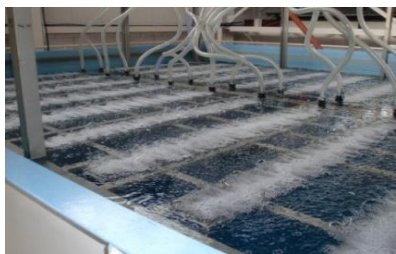
- ① 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討
- ② 温室効果ガス削減のための下水処理等の運転に必要な計測機器や制御装置

目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施

目標・取組の例：2030年までに下水道からのGHG排出量を〇〇t-CO₂削減 等



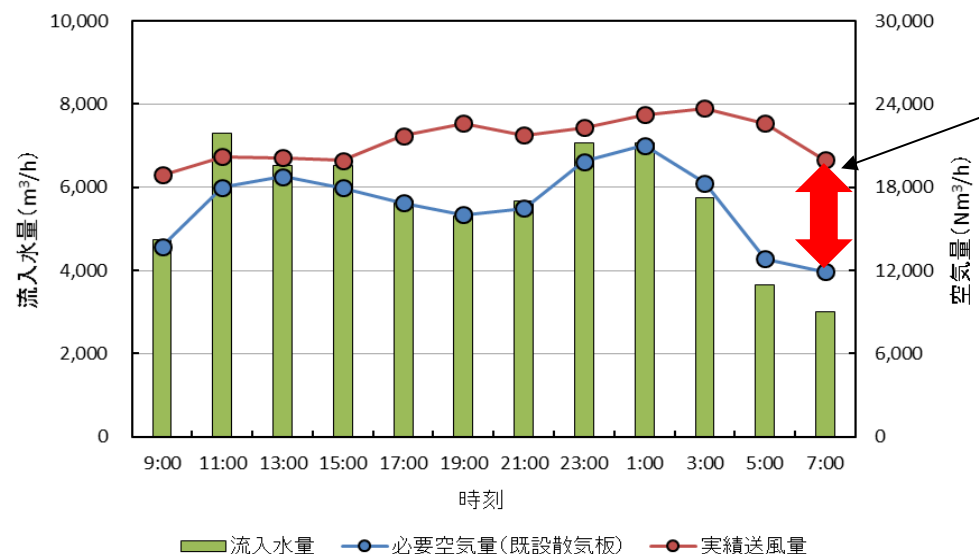
汚泥消化施設の導入によるバイオガス発電
(〇〇〇t-CO₂削減)



超微細散気装置導入による省エネ化
(〇〇〇t-CO₂削減)

地方公共団体実施計画の策定に必要な調査検討

水質や消費電力量等のデータ把握による運転方法変更により、効率的に温室効果ガスを削減

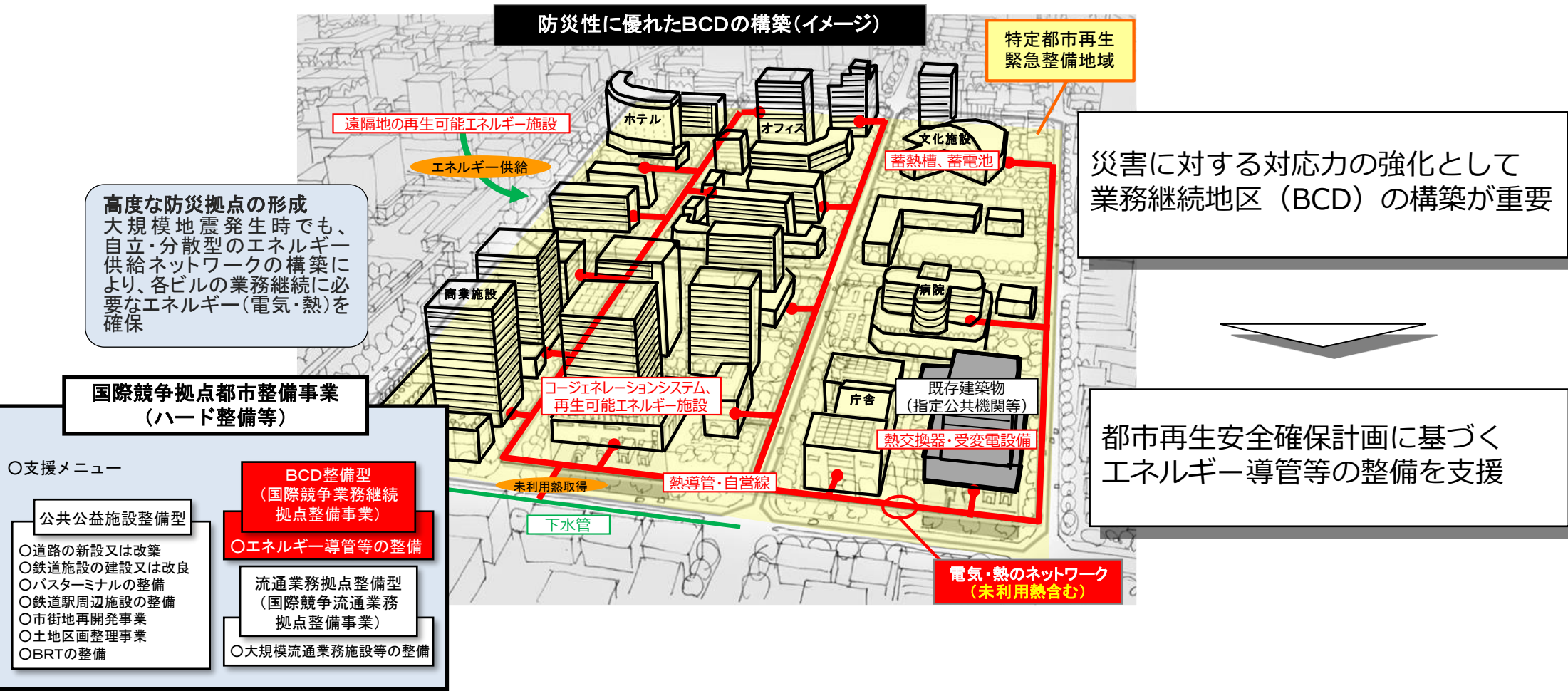


下水処理に必要な空気量は水量だけでなく、水質等によって決まるため、詳細な水質データに応じた運転により送風量の削減が可能

GHG削減に必要な運転方法の変更等のための計測機器・制御装置設置

国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)

- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国、大都市の災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD : Business Continuity District) の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援



国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)

概要

- 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行うエネルギーの面的利用に係るネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援

地域要件

次のすべての要件を満たす地区

- ①災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※¹を含む地区
- ②特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業

ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りでない

※¹ 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設

補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用	都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器・受変電設備）及びそれらの付帯施設の整備に要する経費
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）※ ² 、民間事業者等（直接補助、間接補助）※ ³ ※ ⁴
補助率	1 / 2	2 / 5

※² 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする

※³ 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%

※⁴ 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

限度額

エネルギー導管等整備事業については、1事業計画当たりの国費交付上限額を20億円とする

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1 / 2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、4 5 % (居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1 / 2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

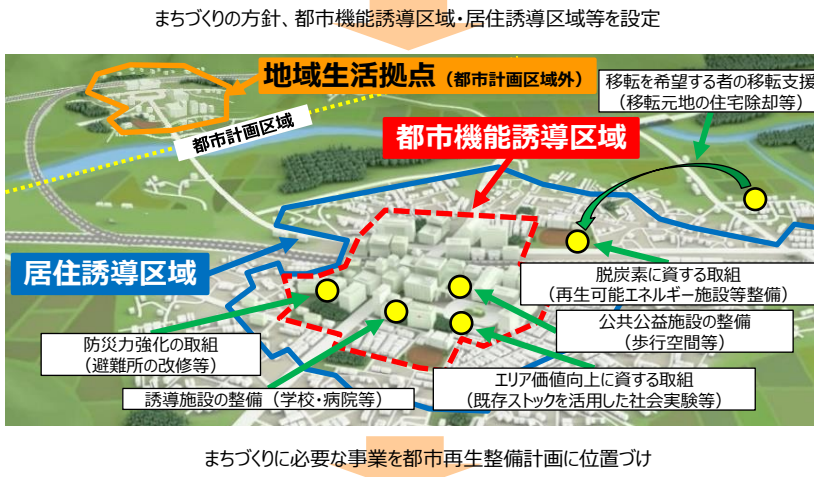
【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

- 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
- 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第3 4条第1 1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
- その他、以下の地区においても実施可能
・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率 : 40% (歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

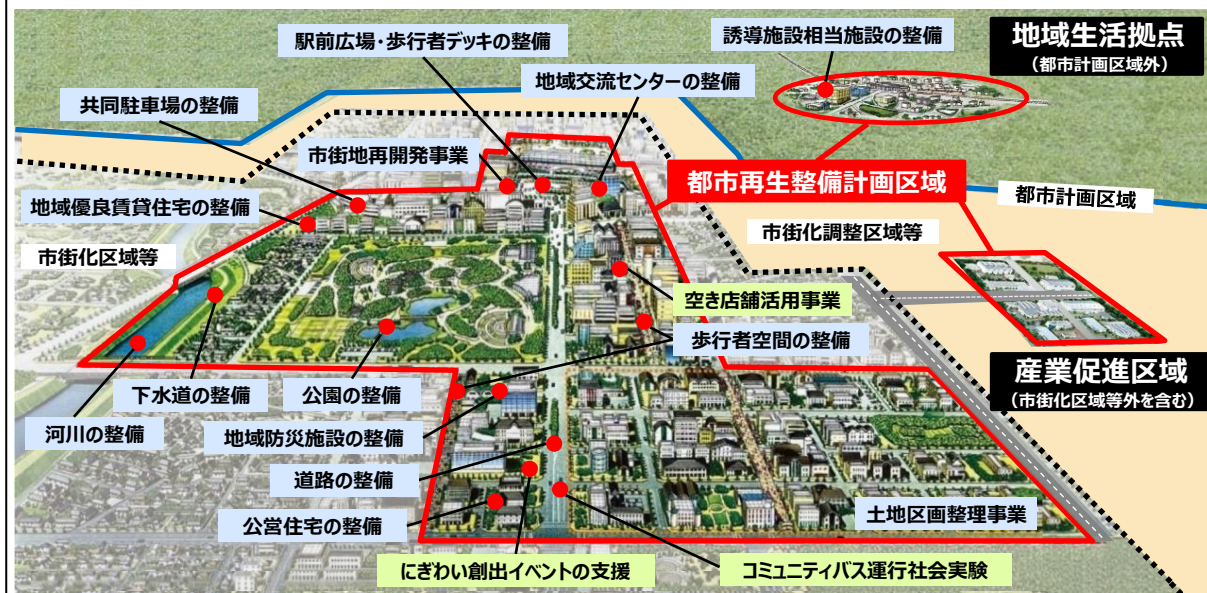
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。

※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。
都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても実施可能

一 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下など）により立地適正化計画にふらぬい持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）

- (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

【要件④：産業・物流機能の強化】

○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む）であり、以下のいずれかの区域【（１）、（２）ともに、複数の要件を満たす必要】）

- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
(国策的プロジェクトは内閣府が選定)
- (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域(団地面積が概ね10ha以上等の要件有り)
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
- 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
- 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）
※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の交付率：45%

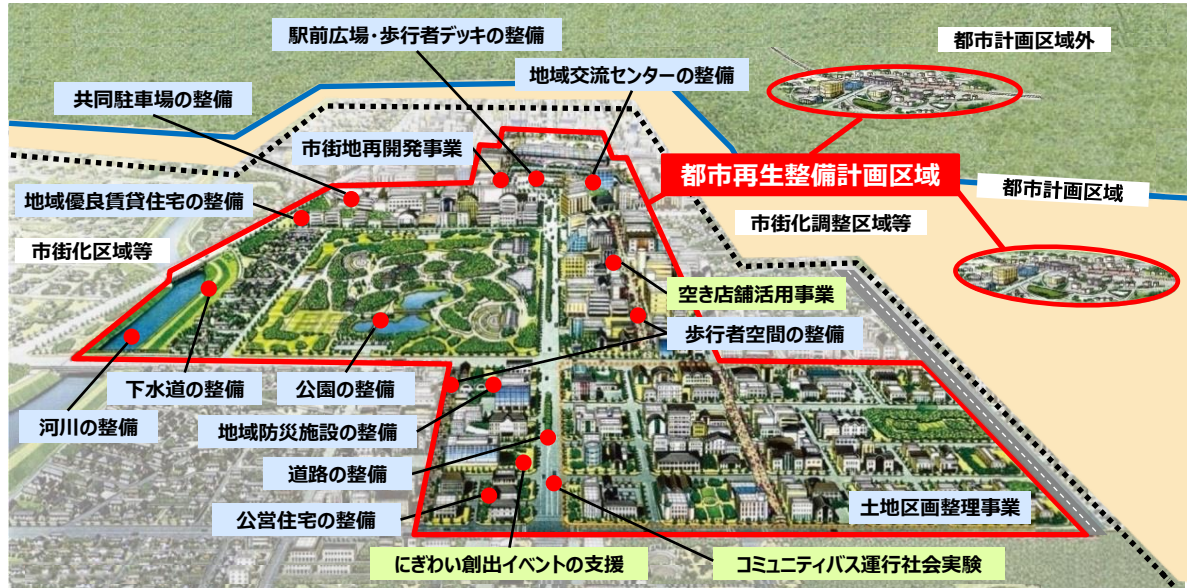
対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②③では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】
○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1
・災害リスクの高い地域を含まない区域
・以下のいずれかの区域
（1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
（2）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
－ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても実施可能
－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化調整区域・非線引き白地地域における防災拠点の形成】
○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※3
・人口減少率が原則20%未満の市町村
・市町村マスタープランに地域の拠点として位置付けられた区域
・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域
・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示し、かつ、当該事項と齟齬のない区域
・災害リスクの高い地域を含まない区域

【要件③：都市計画区域外における防災拠点の形成】
○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）
・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1
・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域
・災害リスクの高い地域を含まない区域

※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。
※3 令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

都市公園・緑地等事業

- 都市公園・緑地等事業は、社会資本整備総合交付金等における基幹事業の一つであり、都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業である。
- 都市公園・緑地等事業は、①都市公園等事業、②都市公園安全・安心対策事業、③都市公園ストック再編事業、④市民農園等整備事業、⑤緑地環境事業、⑥古都保存・緑地保全等事業に細分される。

①都市公園等事業

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園法に規定する都市公園の整備等を行う事業をいう。

②都市公園安全・安心対策事業

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業をいう。

③都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業をいう。

④市民農園等整備事業

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を行う事業をいう。

⑤緑地環境事業

グリーンインフラの推進等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。

⑥古都保存・緑地保全等事業

古都における歴史的風土の保存や、都市における緑地の保全を図るために、古都保存法の規定による歴史的風土特別保存地区や、都市緑地法の規定による特別緑地保全地区内等内の土地の買入れ、損失の補償等を行う事業をいう。



子育て支援、健康・レクリエーションの場となる公園



災害時の避難地、防災拠点となる公園



良好な都市環境の形成に資する公園

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

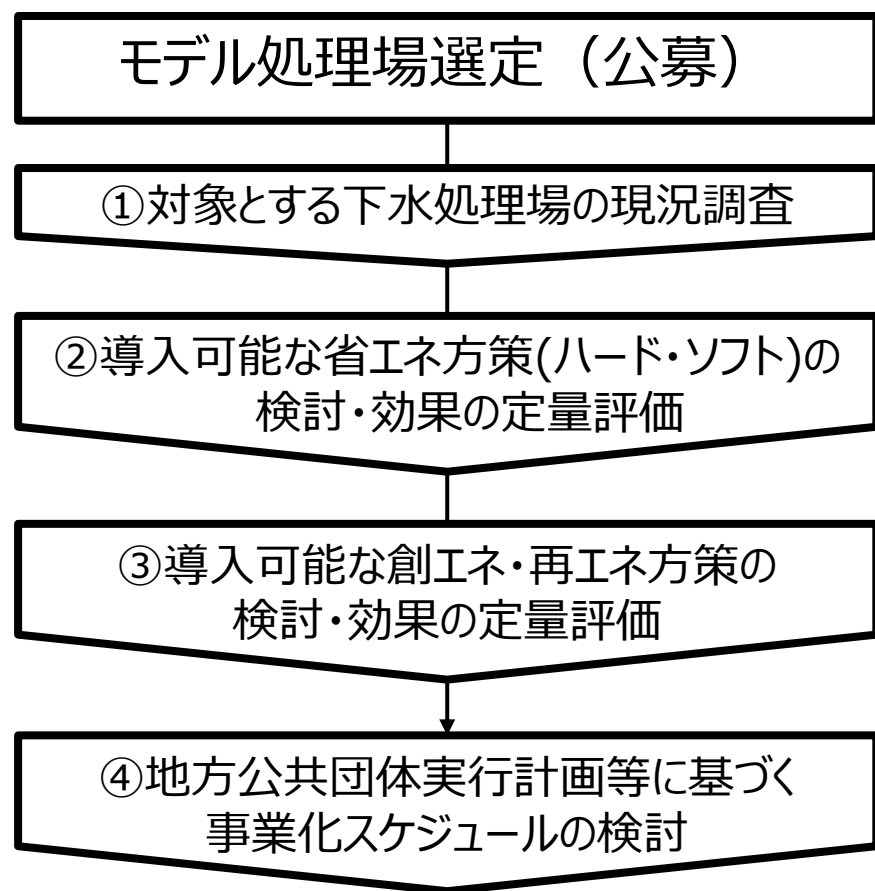
- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

下水道温室効果ガス削減推進モデル事業

【概要】

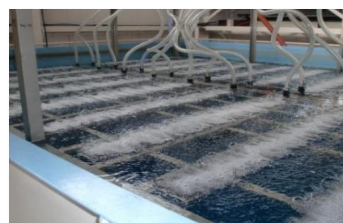
- ◆ 地球温暖化対策計画における目標の達成に向けては、運転管理の工夫等、**実施可能な取組から速やかに実行するとともに、地方公共団体実行計画等への下水道分野の施策目標の位置づけ等による計画的な取組が必要。**
- ◆ 下水処理場の脱炭素化を検討する地方公共団体に対し、省エネ診断を通じた省エネ方策（ハード・ソフト）及び導入可能な創エネ・再エネ方策の検討や、導入効果の定量評価を踏まえた地方公共団体実行計画への位置付け、事業化スケジュールの検討を**モデルとして支援することで、対策や取組の横展開を図る。**

【本支援事業の業務フロー】



【対策の例】

- 目指すべき目標値と達成に向けた取組を地方公共団体実行計画に位置付けることで、計画的な取組を実施

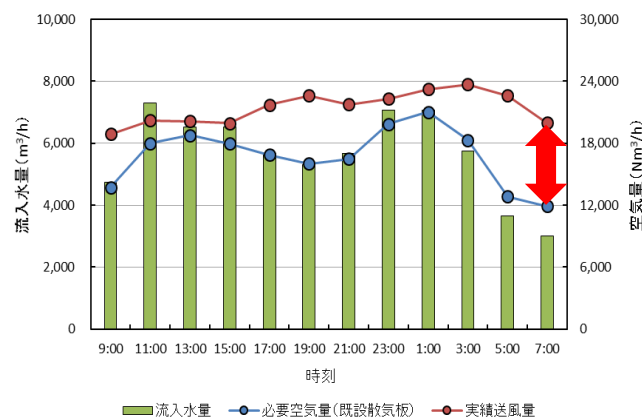


超微細散気装置導入による省エネ化
(〇〇〇t-CO₂削減)



汚泥消化施設の導入によるバイオガス発電
(〇〇〇〇t-CO₂削減)

- 水質や消費電力量等のデータ把握による運転方法変更により、効率的に温室効果ガスを削減



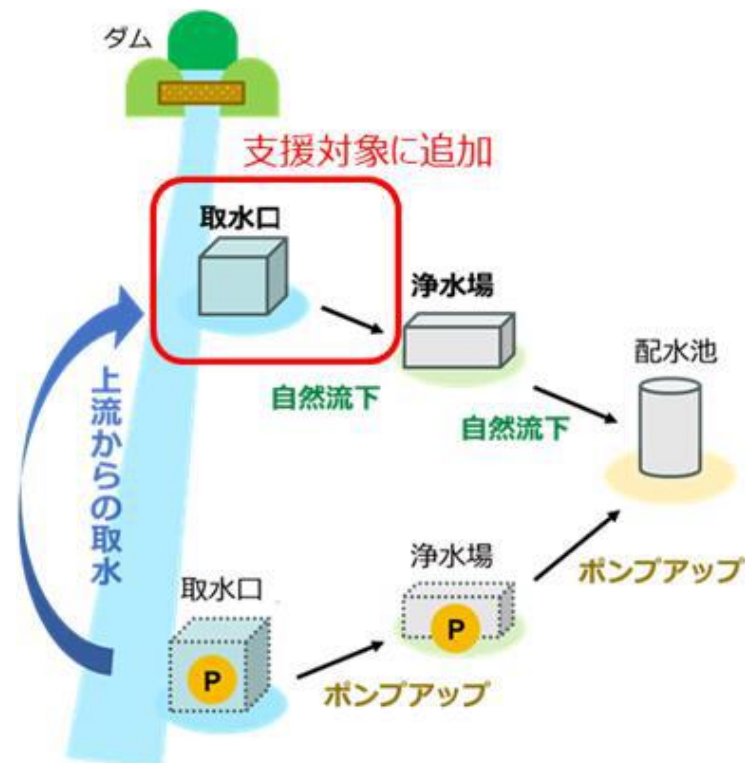
下水処理の必要空気量は、水量だけでなく水質等によって決まるため、詳細な水質データに応じた運転により送風量の削減が可能

水道施設再編推進事業

- 水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等を支援するとともに、上流からの取水によるCO₂削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討を支援する事業制度

交付対象事業

- ①上流からの取水によるCO₂削減量のシミュレーションや施設計画等に係る調査検討等
- ②取水位置を上流に移転するにあたって整備する取水施設、導水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設



位置エネルギーを活用した送配水の省エネ化

上下水道の施設配置の最適化への支援
水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等を支援対象に追加。

- 対象：地方公共団体
- 補助率：1/3
- 上限：規定なし（防災・安全交付金の内数）。